

令和 2 年 度

決算の概況（1）

令和 2 年 度 の 財 政 環 境
令和 2 年 度 の 行 政 運 営 の あ ら ま し
決 算 の 概 要 及 び 特 徴
主 要 事 業 の 成 果
令和 2 年 度 決 算 収 支 の 状 況 等

新 潟 県 上 越 市

【凡例】

1 作成の根拠

1) 地方自治法の「普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。」(第233条第3項)とする規定に基づき、会計ごとに決算書を作成しています。

2) 決算書は「一会計年度内の予算執行の結果の確定金額をまとめて掲載したもの」です。したがって、一年間の施策の成果を具体的に説明するために、主要な施策の成果を説明する書類(第233条第5項)として主要事業の成果のほか、決算の概要と特徴等や財政指標(※1)等に基づく決算分析(※2)や決算統計(※3)を「決算の概況(1)」に掲載しています。

3) 個別の事務事業の成果等を具体的に説明する資料として「決算の概況(2)」を作成しています。

2 主な用語解説

1) 財政指標(※1)

財政状況を判断するために、決算額を基に収支構造などを明らかにして、年度比較や他の自治体との比較を可能にします。

2) 決算分析(※2)

決算は予算の執行を通じて、福祉、教育などの行政目的が効率的かつ効果的に達成されたか否かを判断する資料であり、歳入、歳出及びその収支構造を中心に、経常収支比率などの財政指標などを定量的に増減分析(普通会計決算の類似団体比較、決算状況表)や弾力性分析(経常収支比率、実質公債費比率)、将来にわたる実質的な財政負担を見る堅実性分析(将来負担比率、市債の借入先別・利率別現在高、年度別償還表、基金残高)などを行い、他の地方公共団体との比較や過去の決算との比較によって財政状況を明らかにします。また、その結果を次年度以降の予算の編成や執行に活用していきます。

3) 決算統計(※3)

地方公共団体の財政運営の基本的事項は地方自治法等に定められていますが、具体的な運用はそれぞれの団体の自主性に委ねられていることから、他の団体との比較ができるように全国統一の計数処理基準で整理することを「決算統計(地方財政状況調査)」と呼びます。

予算・決算での分類

決算統計での分類

| | |
|------------------------|--------|
| 一般会計 | 普通会計 |
| 国民健康保険特別会計など残りの全ての特別会計 | 公営事業会計 |

【主な財政指標】

| 財政指標 | 指標の意味と求め方 |
|---|---|
| 実質収支比率 赤字比率 | <p>【意味】</p> <p>実質収支（歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額）の標準財政規模^{※1}に対する割合。</p> <p>実質収支が赤字の場合は赤字比率とも表現する。</p> <p>【求め方】</p> $\{(\text{歳入総額} - \text{歳出総額}) - \text{翌年度へ繰り越すべき財源}\} / \text{標準財政規模} \times 100$ <p>※1 標準財政規模：安定的に収入される見込みの一般財源の額（標準税収入額等＋普通交付税額）＋臨時財政対策債発行可能額</p> |
| 実質赤字比率 ※ 対象 一般会計等 | <p>【意味】</p> <p>実質的な赤字の標準財政規模に対する割合で、財政健全化法^{※2}に基づく是正措置の判断指標。</p> <p>早期健全化基準＝11.25～15.0%、財政再生基準＝20.0%</p> <p>※2 財政健全化法＝地方公共団体の財政の健全化に関する法律（H19）</p> <p>【求め方】</p> $(\text{繰上充用額}^{\text{※3}} + \text{支払繰延額}^{\text{※3}} + \text{事業繰越額}^{\text{※3}}) / \text{標準財政規模} \times 100$ <p>※3 繰上充用額：不足財源を補うため繰り上げて使用する翌年度歳入額 支払繰延額：財源不足のため支払を翌年度に繰り延べた金額 事業繰越額：財源不足のため事業実施を翌年度に繰り延べた金額</p> |
| 連結実質赤字比率 ※ 対象 一般会計等＋公営事業会計（公営企業会計含む） | <p>【意味】</p> <p>全ての会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する割合で、財政健全化法に基づく是正措置の判断指標。</p> <p>早期健全化基準＝16.25～20.0%、財政再生基準＝30.0%</p> <p>【求め方】</p> $\{(\text{一般会計又は特別会計の実質赤字額又は資金不足額}) - (\text{一般会計又は特別会計の実質黒字額又は資金剰余額})\} / \text{標準財政規模} \times 100$ |
| 実質公債費比率 ※ 対象 一般会計等＋公営事業会計（公営企業会計含む）＋一部事務組合・広域連合 | <p>【意味】</p> <p>一般会計等が負担する市債の元利償還金及びそれに準ずる償還金の標準財政規模を基本とした額に対する割合で、財政健全化法に基づく是正措置の判断指標。</p> <p>早期健全化基準＝25.0%、財政再生基準＝35.0%、起債許可団体となる基準＝18.0%</p> <p>【求め方】 ※ 本文では詳細な算出式を掲載している。</p> $\{(\text{元利償還金及びそれに準ずる償還金} - (\text{償還用特定財源} + \text{元利償還金及びそれに準ずる償還金に係る基準財政需要額算入額}^{\text{※4}})) / (\text{標準財政規模} - \text{元利償還金及びそれに準ずる償還金に係る基準財政需要額算入額}) \times 100\}$ の3か年平均 <p>※4 基準財政需要額：普通交付税の算定に当たって、道路整備、教育、福祉などの行政を合理的かつ妥当な水準で行うために必要な一般財源の合計額 算式＝単位費用×測定単位×補正係数</p> |

| | |
|---|--|
| <p>将来負担比率</p> <p>※ 対象 一般会計等＋公営事業会計（公営企業会計含む）＋一部事務組合・広域連合＋第三セクター</p> | <p>【意味】</p> <p>一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する割合で、財政健全化法に基づく是正措置の判断指標。</p> <p>早期健全化基準＝350.0%</p> <p>【求め方】 $\{将来負担額^{※5} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等による基準財政需要額算入見込額})\} / (\text{標準財政規模} - \text{元利償還金及びそれに準ずる償還金に係る基準財政需要額算入額}) \times 100$ </p> <p>※5 将来負担額の内容：地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、第三セクターの負債額、連結実質赤字額等</p> |
| <p>資金不足比率</p> <p>※ 対象 公営企業会計</p> | <p>【意味】</p> <p>公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する割合で、財政健全化法に基づく公営企業の経営健全化の判断指標。</p> <p>経営健全化基準＝20.0%</p> <p>【求め方】 $\text{資金の不足額} / \text{事業の規模} \times 100$ </p> |
| <p>経常収支比率</p> | <p>【意味】</p> <p>人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、市税、地方交付税、地方譲与税などの経常一般財源がどの程度使われているかを示す割合。新たな事業や事業の拡充にどの程度対応できるか、いわゆる財政の弾力性を示しており、低いほどよい。</p> <p>【求め方】 $\text{経常経費充当一般財源等} / (\text{経常一般財源収入額} + \text{減収補填債（特例分）} + \text{臨時財政対策債}) \times 100$ </p> |
| <p>自主財源比率</p> | <p>【意味】</p> <p>自主的に収入しうる財源として、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入の合計額の全収入額に対する割合。この比率が高いほうが、自主性と安定性が高く、企業誘致、新産業振興、観光振興などの税源涵養策によって自主財源の確保を図っている。</p> <p>【求め方】 $\text{市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入の合計額} / \text{全収入額} \times 100$ </p> |
| <p>財政力指数</p> | <p>【意味】</p> <p>標準的な水準の行政を行う財源の状況を示す。1を超えると余裕財源が多く、普通交付税が交付されない。1を下回っていると、財源不足を補うために普通交付税が交付される。</p> <p>【求め方】 $\text{基準財政収入額} / \text{基準財政需要額}$ </p> |

目 次

| | | |
|----|---|----|
| 1 | 令和2年度の財政環境 | 1 |
| 2 | 令和2年度の行政運営のあらまし | 2 |
| 3 | 決算の概要及び特徴 | 3 |
| 4 | 主要事業の成果 | 9 |
| 5 | 令和2年度決算収支の状況 | |
| | (1) 各会計実質収支の状況 | 28 |
| | (2) 一般会計歳入の状況 | 28 |
| | (3) 一般会計目的別・性質別歳出の状況 | 30 |
| 6 | 一般会計款別歳入の状況 | 34 |
| | ※ 一般会計歳出の状況及び特別会計については、「決算の概況(2)」に掲載してあります。 | |
| | 令和2年度起債事業内訳 | 54 |
| 7 | 市債の状況 | |
| | (1) 市債残高・償還元金・借入額推移 | 55 |
| | (2) 市債科目別現在高の状況 | 56 |
| | (3) 市債借入先別・利率別現在高の状況 | 58 |
| | (4) 令和2年度発行分までの市債年度別償還表 | 60 |
| 8 | 基金の状況 | 62 |
| 9 | 地方交付税等の状況 | |
| | (1) 地方交付税と臨時財政対策債の推移 | 63 |
| | (2) 令和2年度地方交付税算定台帳 | 64 |
| 10 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等 | 69 |
| 11 | 第2次財政計画との比較 | 72 |
| 12 | 令和2年度職員給与費等決算の概要 | 74 |
| 13 | 地方財政状況調査【決算統計】 | |
| | (1) 令和2年度普通会計決算と令和元年度類似団体(施行時特例市)比較表 | 76 |
| | (2) 令和2年度決算状況表 | 84 |
| | (3) 経常収支比率の算出根拠 | 90 |

※ 表及びグラフの指数は、表示単位未満で調整しているため、総数とその内訳が一致しない場合があります。

令和 2 年度 決算の概況

〔注〕 文中、表示単位未満を省略。このため各数値の合計額又は差引額と総額とは合わない場合があります。

はじめに

令和 2 年 1 月、国内において初めて感染者が確認された新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）は、東京を始めとした都市部を中心に感染者が急増し、全国へと拡大していきました。この影響は極めて甚大なものとなり、人々の生命や生活、経済活動、さらには、意識や行動、価値観に至るまで多方面に波及し、現在に至っています。

令和 2 年度の国内経済は、この国難とも言うべき事態に直面し、令和 2 年 4 月から 5 月にかけて戦後最大のマイナス成長を記録するなど深刻な状況に陥りました。感染の第一波であったこの局面に対し、国は「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を打ち出し、感染症拡大防止と雇用の維持、経済活動の回復への対応などに当たりました。この効果もあり、7 月以降、低水準ながら景気の持ち直しの動きが見られましたが、その後、第二波、第三波となる感染症の拡大に見舞われ、コロナ禍が長期化する中、非常に厳しい状況が続きました。

当市においても、感染症の拡大は市民の暮らしや市内経済に大きな影響を及ぼし、また、官民を通じて事業活動の縮小や休止を余儀なくされ、社会経済活動は停滞しました。

こうした状況に対し、市では、感染症拡大防止対策の徹底を図るとともに、厳しい状況に置かれた市民生活と市内経済を下支えするため、国の各種支援制度に加え、市独自の給付金の支給や市内消費の喚起、事業活動継続のための助成などの支援事業を実施しました。

一方、市政運営においては、「第 2 期上越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の初年度として、「若者・子育て世代にとって『選ばれるまち』『住み続けたいまち』の実現」に向けた取組を展開するとともに、第 6 次総合計画に掲げる「暮らし」「産業」「交流」の三つの重点戦略に基づく施策とあわせて、人口減少傾向の緩和と持続可能なまちの形成に向けた取組を進めました。

以下、令和 2 年度の決算の概要について説明します。

1 令和 2 年度の財政環境

…財政健全化と持続的な経済成長の実現を目指したものの、感染症の拡大により、経済は戦後最大のマイナス成長を記録

国は、令和元年 6 月に閣議決定した、経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる「骨太の方針」において、デフレ脱却と経済再生を最優先とする基本方針を堅持した上で、持続的かつ包摂的な経済成長と財政健全化の達成の両立を着実に進める考えを示しました。さらに、同年 12 月には、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」を策定し、同対策の円滑かつ着実な実施により、雇用・所得環境の改善が続くとともに、内需を中心とした景気回復が期待できるとし、令和 2 年度の実質成長率を 1.4%程度、また、名目成長率を 2.1%程度と見込みました。

こうした見通しの下、国の令和 2 年度当初予算は、財政健全化の取組を着実に進めながら、

消費増税分を活用した社会保障などの充実を図るとともに、総合経済対策に基づく令和元年度補正予算とあわせ、相次ぐ自然災害からの復旧・復興と安全・安心の確保、東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上などの取組により、生産性の向上や成長力の強化を通じて民需主導の持続的な経済成長の実現を目指すものとなりました。

一方、地方財政計画における歳入歳出規模は、地方一般財源の総額を確保するという方針の下、東日本大震災分を除く通常収支分が、前年度に比べ1.3%増の90兆7,397億円となりました。このうち地方交付税は、前年度に比べて2.5%増の16兆5,882億円、通常収支分の一般財源総額は、前年度比1.2%増となる63兆4,318億円が確保されました。

これらの動向を踏まえ、当市の令和2年度予算は、医療・福祉・子育て支援などの基礎的な行政サービスの確保と充実を最優先に、第2期総合戦略や第6次総合計画に基づく取組への重点的な予算配分を行うとともに、国の補正予算を活用した15か月予算として編成する中で、災害に強いまちづくりをあわせて推進することとしました。

しかしながら、感染症の世界規模での拡大により状況が一変し、国、県、市とも、この対策に追われる事態となりました。

国は、第1次・第2次補正予算を編成し、感染症拡大防止と経済社会活動の両立を図りました。当市においては、いち早く市独自の対策を講じるとともに、国の補正予算の動向を注視しつつ、既決予算の組み替えや予備費の充用、累次の補正予算の編成により、機動的かつ臨機に感染症対策を進めました。

さらに、当市にあっては、昨冬、昭和61年以来の大雪に見舞われ、道路交通網が機能しなくなるなど、市民生活は著しく混乱する事態に直面しました。こうした中、連日の降雪に対して昼夜を分かたず除排雪作業を実施した結果、市道の除排雪経費が不足する事態となり、過去最大となる除雪費を措置しました。あわせて、国や県にこの窮状を訴え、災害救助法の適用と応分の財政支援措置を講ずるよう強く求め、補助金の追加交付などの支援につなげました。

以上、一連の状況に際し、適時に予算措置を講じた結果、令和2年度は、合計13回にも渡る、過去に例を見ない累次の補正予算を編成した一年となりました。

2 令和2年度の行政運営のあらまし

(1) 第2期総合戦略及び第6次総合計画推進

…人口減少社会においても持続可能なまちの形成を目指し第2期総合戦略に基づく取組に着手、第6次総合計画後期計画に基づく取組の推進

令和2年度を初年度とする第2期総合戦略では、「若者・子育て世代にとって『選ばれるまち』『住み続けたいまち』の実現」を目指し、全ての政策分野と連動して推進する「U I Jターンとまちの拠点性分野」に「担い手づくり」の視点を加えるとともに、「ものづくり産業に特化した産業分野の強力推進」「地域への理解・愛着向上」など八つの重要視点を踏まえた具体的施策の強化を図り、人口減少社会においても持続可能なまちの形成に向けた取組を推進しました。

また、まちづくりの総合的な指針となる第6次総合計画の将来都市像「すこやかなまち～人と地域が輝く上越～」の実現に向けて、計画2年目を迎えた後期基本計画に基づき、「暮らし」「産業」「交流」の三つの重点戦略の下で、施策と事業を分野横断的に関連付け、それぞれの取組の効果を高めるよう推進しました。

(2) 第6次行政改革の取組の推進

…第6次行政改革推進計画の取組はおおむね順調に進捗

行政改革の取組については、第6次行政改革推進計画に基づき、PDCAサイクルによる進捗管理を行いながら推進しました。

令和2年度は、基本方策とする5つの取組のうち「第三セクター等の経営健全化の推進」

において、一部実施できなかった取組があったものの、その他の取組はおおむね順調に進捗したものと評価しました。

5つの取組のうち、第一の「行政運営手法の見直し」の取組では、事務事業評価の結果に基づく事務の見直しを進めるとともに、施策評価を行った上で、政策協議等を経て第6次総合計画の推進に必要な事業を立案し、令和3年度予算に反映しました。

第二の「歳入確保の推進」の取組では、引き続き未利用財産の売却・貸付を進めるとともに、国県補助金等の確保に向け、国・県に対する要望活動を実施したほか、国の令和2年度補正予算による財源を積極的に活用し、令和3年度当初予算と一体的に編成しました。

第三の「公共施設の適正管理の推進」の取組では、適正配置や民間譲渡により施設総量を抑制するため、地域住民等との協議を経て適正配置の取組を進め、第4次公の施設の適正配置計画を策定するとともに、維持すべき施設の長寿命化に向けた長寿命化計画の基本方針を定めました。

第四の「第三セクター等の経営健全化の推進」の取組では、第三セクター等に対する関与方針に基づき、エフエム上越株式会社の事業譲渡と解散に向けた取組を進めたほか、第三セクター等評価委員会を開催し専門的見地から助言を受け、第三セクター等の経営健全化に取り組みました。

第五の「効果的・効率的な組織体制の推進」の取組では、適正な職員数の確保や環境変化に対応できる機動的な組織体制を構築するとともに、職員の意識改革と能力向上により、更なる行政運営の効率化を図るため、定員適正化計画に基づく定員管理を行ったほか、人材育成方針に基づく研修を実施しました。

3 決算の概要及び特徴

…過去最大となった除雪費、感染症対策費の追加

令和2年度一般会計当初予算は、市民生活を支える基礎的な行政サービスの確保と更なる充実、また、第2期総合戦略と第6次総合計画に掲げる三つの重点戦略に基づく地域活性化に向けた取組の推進を主眼に、916億7,942万円で編成しました。

その後、感染症の拡大防止と国が行った特別定額給付金の支給などの市民生活への支援、市内経済の下支えを図るため、累次の補正予算を編成し対策に当たったほか、昭和61年以来の大雪に見舞われたことで除排雪経費に33億円余りを追加した結果、予算総額は1,270億2,601万円となりました。

以下、決算の概要及び特徴等について、一般会計を中心に前年度決算額と対比して説明します。

(1) 歳入決算

…市税は0.5億円・0.2%減、実質的な普通交付税は2.4億円・1.2%増、国庫支出金は238.1億円・235.1%増、市債は45.4億円・34.2%減、歳入総額では201.1億円・19.5%増

一般会計の主な歳入のうち、その根幹をなす市税は、前年度と比べて0.2%、5,491万円減の309億7,716万円となりました。

税目別の現年課税分において、市民税の個人市民税は、ほぼ前年並みで、0.1%減の92億2,612万円となりました。また、法人市民税は、大手製造業等の申告納税額の増加により、法人税割が0.8%増の26億2,348万円となりました。

固定資産税のうち土地は、地価下落の影響から1.9%減の35億7,301万円となり、家屋は、新・増築家屋分の増加により、1.8%増の56億3,083万円となりました。また、償却資産は、電気供給業関連資産の減価償却により、1.2%減の62億175万円となりました。

国有資産等所在市町村交付金は、県所有の資産が増加したことから、0.9%増の4,266万円となりました。

軽自動車税のうち環境性能割は、令和2年度から通年での課税となったことから、3,089万円となりました。また、種別割は税率の高い軽四輪乗用車が増加したことから、3.5%増の6億7,035万円となりました。

市たばこ税は、消費本数の減少により、4.2%減の11億6,179万円となりました。

入湯税は、コロナ禍に伴う入浴施設の休業等の影響により入湯客数が減少したことから、53.7%減の1,571万円となりました。

また、都市計画税は、新・増築家屋分の増額等により、0.6%増の10億7,383万円となりました。

地方譲与税は、森林環境譲与税の段階的引上げが前倒しで増額となったことなどから、1.3%増の10億5,681万円となりました。

利子割交付金は、7.7%増の1,960万円となりました。また、配当割交付金は、5.3%減の8,825万円となりました。

株式等譲渡所得割交付金は、譲渡所得が増加したことから、94.8%増の9,831万円となりました。

法人事業税交付金は、令和2年度から法人事業税の一部が都道府県から市町村へ交付されることとなり、3億1,390万円となりました。

地方消費税交付金は、感染症により消費が落ち込んだものの、令和元年10月の消費税率引上げによる増収が通年化したことから、21.8%増の43億6,737万円となりました。

ゴルフ場利用税交付金は、コロナ禍に伴うゴルフ場利用者の減少により、13.9%減の1,945万円となりました。

環境性能割交付金は、令和元年10月に導入された自動車環境性能割が令和2年度からは通年で課税されたことから、6,188万円となりました。

地方特例交付金は、幼児教育・保育の無償化の導入に当たり、令和元年度に限り、普通交付税に代わり特例交付金として措置された子ども・子育て支援臨時交付金が終了したことから、67.4%減の2億90万円となりました。

地方交付税は、9,654万円、0.4%減の215億2,998万円となりました。

このうち、普通交付税は、幼児教育・保育の無償化に伴う地方負担分の増加及び地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用した地域社会再生事業費が創設された一方で、合併算定替が終了し一本算定に移行したことに加え、臨時財政対策債への振替額が増加し現金交付が減ったことなどから、前年度に比べて、3億556万円、1.7%減の180億9,270万円となりました。なお、普通交付税と臨時財政対策債を合算した、いわゆる「実質的な普通交付税」では、2億4,773万円、1.2%増の217億610万円となりました。

また、特別交付税は、昨冬の大雪に伴う除排雪に要する経費の増加などにより、6.5%増の34億3,728万円となりました。

交通安全対策特別交付金は、6.4%増の2,293万円となりました。

分担金及び負担金、使用料及び手数料は、幼児教育・保育の無償化に伴う私立保育所利用者負担金、公立保育所使用料が減少したことなどにより、それぞれ33.1%減の3億2,324万円、21.5%減の16億3,418万円となりました。

国庫支出金は、感染症に対応するため、特別定額給付金給付事業費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等が交付されたことなどから、235.1%増の339億4,071万円となりました。

県支出金は、昨冬の大雪により災害救助法が適用されたことに伴い、災害救助費負担金の交付を受けたほか、令和元年10月の台風19号で被災した農地及び農林業用施設の復旧工事に係る補助金が増加したことなどから、9.2%増の67億8,044万円となりました。

財産収入は、上越北消防署跡地や旧上越市土地開発公社所有地を売却したことなどにより、13.1%増の5億3,931万円となりました。

寄附金は、7.0%減の3,406万円となりました。

繰入金は、財政調整基金繰入金などの増により、20.8%増の36億6,824万円となりました。

繰越金は、3億4,952万円、8.6%増の44億605万円となり、ここから繰越事業費に充当する財源を除いた純繰越金は、38億1,133万円となりました。

諸収入は、プレミアム付商品券の販売収入や住宅建築等促進資金貸付金など市制度融資貸付金の減額に伴う貸付金元利収入が減となったことから、11.9%減の46億6,475万円となりました。

市債は、臨時財政対策債が5億5,330万円増加したほか、感染症の影響による地方消費税交付金や地方揮発油譲与税等の減収分に対して減収補填債を2億3,940万円発行した一方、上越地域消防局・上越消防署の新庁舎や上越体操場ジムリーナの整備事業が完了したことなどに伴い、通常分の借入れが53億8,690万円減少したことから、34.2%減の87億6,256万円となりました。

一般会計の収入未済額は、感染症の影響により市税等の納付が困難な方に徴収猶予の特例制度を適用したことなどから、2.8%増の14億3,223万円となりました。

収納率の向上の取組では、現年課税分の確実な納付を促したほか、きめ細かな納税相談などにより滞納案件の早期対応・早期解消に努めるとともに、納税意識の希薄な滞納者に対しては、厳正な滞納処分を実施しました。また、令和3年1月から新たにスマートフォン決済を導入し、納税しやすい環境の整備を行いました。

なお、一般会計全体では、9,945万円を不納欠損として、地方税法等に基づき処分しました。

(2) 性質別歳出決算（一般会計決算であり、決算統計における普通会計数値とは異なる）
…補助費等は213.2億円・194.6%増、維持補修費は40.6億円・143.0%増、公債費は16.5億円・13.0%増、普通建設事業費は32.8億円・30.1%減、歳出総額では197.0億円・19.9%の増、実質単年度収支は7.4億円の黒字

歳出決算を性質別に見ると、義務的経費では、人件費が、退職手当や時間外勤務手当の減などにより、7,786万円、0.5%の減、扶助費が、国の感染症対策事業である子育て世帯への臨時特別給付金やひとり親世帯臨時特別給付金のほか、市独自のひとり親家庭等支援給付金の純増などにより、7億905万円、4.7%の増となりました。また、公債費が、第三セクター等改革推進債の一部を繰上償還したことにより、16億5,238万円の増となりました。

投資的経費では、普通建設事業費が、上越体操場ジムリーナ、小林古径記念美術館などの施設整備や、小・中学校の空調設備設置が完了したことから、32億8,789万円、30.1%の減、災害復旧事業費が令和元年台風19号により被災した箇所の復旧工事などにより、1億1,767万円、22.5%の増となりました。

その他の経費では、物件費が、国のGIGAスクール構想に基づく情報端末・通信機器の整備費の増加などにより、6億5,080万円の増、維持補修費が、除排雪経費の増加により、40億6,398万円の増、補助費等が、感染症対策として国の特別定額給付金事業や市独自の各種支援事業を実施したほか、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、浄化槽整備推進事業特別会計が地方公営企業法の財務規定等を適用する下水道事業に移行し、当該繰出金の性質分類が補助費等に分類されたことなどから、213億2,834万円の増となりました。

この下水道事業の法適用への移行などにより、繰出金が42億2,972万円の減、積立金は、財政調整基金への積立金の減少などにより、7億6,818万円、26.6%の減、投資及び出資金、貸付金は、市制度融資預託金の減少などにより、4億5,242万円、15.7%の減となりました。

以上の結果、一般会計の決算額は、

歳入総額 1,235 億 3,832 万円（前年度比 19.5%増）

歳出総額 1,187 億 2,087 万円（前年度比 19.9%増）

となり、歳入歳出差引は 48 億 1,744 万円で、ここから令和 3 年度へ繰り越すべき財源 4 億 7,015 万円を差し引いた実質収支は 43 億 4,729 万円となりました。さらに、地方債の繰上償還金 14 億 3,590 万円と財政調整基金積立金及び繰入額を加味した実質単年度収支は 7 億 4,861 万円の黒字となりました。

実質単年度収支が黒字となった要因としては、まず、感染症対策事業や市道の除排雪に多額の経費を要した一方で、国から相応額の交付金や補助金等の交付を受けたものの、一般財源ベースで約 13 億 9 千万円の負担が生じました。

こうした財政収支の圧迫要因が生じた一方で、市税収入は堅調に推移し、また、実質的な普通交付税が前年度に比べ約 2 億 5 千万円の増加となったほか、消費税率改定の影響が通年化した地方消費税交付金の増加や法人事業税交付金の創設などにより、主要一般財源収入が前年度よりも 10 億 3 千万円余りの増となりました。加えて、決算剰余金が 7 億 4 千万円余り増加し、財源の不足を補う結果となりました。

さらに歳出では、普通建設事業が一段落し、前年度比で 32 億 8 千万円余りの減となったことに加え、国県支出金や補正予算債などを最大限活用することで関連歳入を確保しつつ、市の一般財源負担を極力抑制したことによるものと分析しています。

なお、一般会計歳出における執行残額のうち、令和 3 年度への繰越額を除いた額は、予算額の 3.3%に相当する 41 億 9,494 万円となり、前年度に比べて 5 億 8,855 万円増加しました。内訳は、各種支援制度等において実績が見込みを下回ったほか、予算執行段階による事業の見直し、経費節減、入札差金などにより、委託料で 14 億 4,676 万円、負担金、補助及び交付金で 4 億 5,423 万円、扶助費で 4 億 635 万円などとなっています。

また、国民健康保険、病院事業、下水道事業、ガス事業、水道事業などの特別会計は、10 会計を合わせて

歳入総額 808 億 3,821 万円（前年度比 5.5%増）

歳出総額 851 億 6,705 万円（前年度比 8.3%増）

となりました。なお、公営企業会計における資本的収支の不足額については、損益勘定留保資金などで補填しました。

（3） 財政指標による決算分析

…**財政健全化 4 指標は全ての比率で早期健全化基準を下回る。前年度との比較で、実質公債費比率、将来負担比率、経常収支比率が低下**

財政健全化判断比率は、4 つの指標全ての比率が令和 2 年度においても警戒ラインとなる早期健全化基準を下回りました。

実質赤字比率と連結実質赤字比率は、一般会計等決算及び公営事業会計の特別会計との連結決算がいずれも黒字であることから、該当比率は生じていません。

実質公債費比率は、「分母」となる標準財政規模が、各種の譲与税・交付金及び実質的な普通交付税の増加により増となったほか、「分子」では、下水道事業の法適用への移行に伴い公債費に対する基準内繰出しが減少したことなどにより、前年度の 11.8%から 0.5 ポイント低下し、11.3%となりました。

将来負担比率は、同じく標準財政規模の増加により「分母」が増となったほか、「分子」では、第三セクター等改革推進債の繰上償還や令和 2 年度における市債の新規発行額が元金償

還額を下回ったこと、また、下水道事業への基準内繰出見込額の減少などにより、前年度の91.5%から11.0ポイント低下し、80.5%となりました。

なお、ガス、水道などの公営企業会計において資金不足がなかったことから、資金不足比率は生じていません。

次に、財政構造の弾力性の判断基準となる経常収支比率は、前年度と比べて2.6ポイント低下し92.2%となりました。これは、「分子」となる経常経費充当一般財源のうち、過年度平均で算出する経常的な除排雪経費が、少雪であった令和元年度との比較で増加となった一方、下水道事業への基準内繰出しが減少したことなどにより、「分子」全体で1.4%、7億6,816万円の減となりました。加えて、「分母」となる経常一般財源等収入額のうち、地方消費税交付金が約7億8千万円、実質的な普通交付税が約2億5千万円増加するなど、「分母」全体で1.4%、8億226万円の増加したことによるものです。

(4) 第2次財政計画との比較検証

…財政調整基金は計画値を10.1億円上回る88.3億円を確保、市債残高は計画値を下回る水準に抑制

第2次財政計画における歳入歳出の計画値は、前年度からの純繰越金及び収支の均衡を図るための財政調整基金繰入金・積立金を計上せずに、収支差引額を算出しています。その上で、歳出の入札差金等による剰余金見込額を加味した実質的な収支差引額を財政調整基金の取り崩しで調整することとしています。

一方、実際の決算収支は、前年度からの純繰越金、財政調整基金繰入金、財政調整基金積立金（運用益を含む）を算入した上で算定されます。

このため、財政計画と決算額との比較に当たっては、歳入における繰入金と繰越金、歳出では積立金に差異が生じています。

こうした状況を踏まえ、以下、主な増減の内訳及び要因について、計画値と決算額との対比を説明します。

歳入のうち市税は、個人市民税が4,786万円、0.5%の増に、大手製造業等の申告納税額の増加で法人市民税が4億5,173万円、16.6%の増に、また、家屋の新・増築や償却資産の新規投資が見込みを上回ったことなどから固定資産税が5億3,376万円、3.6%の増となり、全体で10億4,067万円、3.5%の増となりました。

地方消費税交付金は、感染症の影響などによる消費低迷により、3億8,222万円、8.0%の減となりました。

地方交付税は、11億7,068万円、5.8%の増となりました。このうち普通交付税は、計画策定時には想定しなかった地域社会再生事業費が創設されたことなどから、6億6,270万円、3.8%の増となりました。また、特別交付税は、除排雪に要する経費の増などにより、5億798万円、17.3%の増となりました。

国庫支出金は、コロナ禍を受けての特別定額給付金給付事業費補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等が純増となり、241億3,522万円の増となりました。また、県支出金は、災害救助費負担金や農地、農林業用施設の復旧工事に係る補助金が増加したことなどから、4億8,371万円、7.7%の増となりました。

財産収入は、産業団地や旧上越市土地開発公社所有地等の売払収入が見込みを上回ったことなどから、2億4,586万円、83.8%の増となりました。

繰入金は、33億4,758万円の増となりました。財政計画に計上していない財政調整基金繰入金31億2,991万円のほか、第三セクター等改革推進債の繰上償還のため減債基金を取り崩したことなどによるものです。

繰越金は、44億605万円となりました。財政計画では計上していない純繰越金38億1,133

万円に加え、令和元年度から令和2年度への繰越事業費充当財源繰越金5億9,472万円が純増となりました。

諸収入は、市役所旧第二庁舎及び雪中貯蔵施設の火災に係る全国市有物件建物総合災害共済金が増となった一方、市制度融資預託金の減少に伴い、貸付金元金収入が減となったことに加え、児童生徒数が見込みを下回ったほか、予定していた給食費の改定を行わなかったことに加え、学校給食費徴収金が減になったことなどにより、3億9,324万円、7.8%の減となりました。

市債は、起債対象事業費の精査により市債発行額を抑制したほか、臨時財政対策債が計画値を下回ったことなどにより、10億7,959万円、11.0%の減となりました。

次に、歳出についてです。

人件費は、退職者数が見込みを上回ったことによる正規職員数の減などにより、9億5,538万円、5.6%の減となりました。

物件費は、児童生徒数が見込みを下回ったことにより学校給食費が減となったほか、東京オリンピック・パラリンピックの延期によりホストタウン推進事業が減となった一方、GIGAスクール構想に基づく情報端末・通信機器の整備費が増となったことなどにより、1,495万円、0.1%の増となりました。

維持補修費は、除排雪経費の増などにより、29億6,844万円、75.4%の増となりました。

扶助費は、財政計画では見込んでいなかった子育て世帯への臨時特別給付金やひとり親世帯臨時特別給付金が増になったほか、大雪に伴い要援護世帯等除雪事業が増となったことなどにより、5億6,317万円、3.7%の増となりました。

補助費等は、同じく財政計画では見込んでいなかった特別定額給付金事業を始め、感染症対策の各種支援事業が増となったこと、また、下水道事業の法適用への移行などにより、246億8,750万円の増となりました。

公債費は、12億8,675万円増となりました。このうち、地方債元金は、令和元年度決算の剰余金を活用して第三セクター等改革推進債の一部を繰上償還したことなどから、13億9,557万円、11.2%の増となった一方、地方債利子は、新規に発行した市債の借入利率が見込みを下回ったことなどから、1億78万円、15.5%の減となりました。

積立金は、令和元年度決算に伴う決算剰余金の増などにより、財政調整基金への積立金が増加したことから、20億8,205万円の増、貸付金は、市制度融資預託金の減少などにより、5億9,640万円、20.5%の減となりました。

繰出金は、下水道事業の法適用への移行などにより、43億6,481万円の減となりました。

普通建設事業費は、リージョンプラザ上越施設整備事業や庁舎整備事業などにおいて年度間調整を行ったことなどから、18億5,262万円、19.5%の減となりました。

災害復旧費は、令和元年度からの繰越事業として、令和元年台風19号により被災した農地及び農林業用施設等の復旧事業を実施したことから、6億1,144万円の増となりました。

これらの主な要因を踏まえ、令和2年度計画値との対比による増減を整理すると、

| | | | |
|------|---------------|------|---------------------|
| 歳入総額 | 1,235億3,832万円 | (計画比 | 325億3,607万円、35.8%増) |
| 歳出総額 | 1,187億2,087万円 | (計画比 | 244億4,000万円、25.9%増) |

となり、ここから財政計画で見込んでいなかった財政調整基金積立金・繰入金及び繰越金を控除した収支差引額は、△2億1,813万円で、計画値の△32億7,862万円に対し、30億6,048万円の増となりました。

さらに、地方債の繰上償還等を加味した実質的な収支額は、財政計画では22億7,862万円の財源不足額を見込みましたが、前述のとおり、実質単年度収支は7億4,861万円の黒字と

なりました。

一方、財政調整基金については、地方財政法第7条の規定に基づき、令和元年度決算剰余金の二分の一相当額など、19億667万円を積み立てましたが、令和2年度当初予算のほか、専決予算を含む累次の補正予算の編成で生じた財源不足を補うため、31億2,991万円を取り崩しました。その結果、令和2年度末の財政調整基金残高は、前年度末に比べ12億2,324万円減少したものの、計画値の78億1,705万円に対し、10億1,545万円増の88億3,251万円となりました。

また、市債の令和2年度末残高は、第三セクター等改革推進債の繰上償還を実施したことや市債の発行を抑制したことなどから、計画値の1,281億9,213万円に対し、32億9,649万円減の1,248億9,563万円となり、このうち通常分は、計画値831億1,616万円に対し、32億9,939万円減の798億1,677万円となりました。

4 主要事業の成果

はじめに、第2期総合戦略の四つの政策分野「しごとづくり」「結婚・出産・子育て」「まちの活性化」「U I Jターンとまちの拠点性・担い手づくり」の取組と、第6次総合計画で掲げる将来都市像「すこやかなまち～人と地域が輝く上越～」の実現に向けて、分野横断的な視点から施策と事業を重点化するために設定した「暮らし」「産業」「交流」の三つの重点戦略に関する取組について、それぞれ実施内容と成果の概略を説明します。

【第2期総合戦略 四つの政策分野】

第一の「しごとづくり」の分野では、地域の中核企業の成長を促進し、地域内外からの雇用や地域内取引の増加を図るため、国から支援の採択を受けた地域再生計画の下、ものづくり企業が行う研究開発や新分野への進出など地域内の企業等への波及効果が高いと見込まれるモデル的な取組に対して補助金を交付し、当該企業のみならず関係する地域企業群の成長を促しました。

また、ものづくり産業における人材確保と認知度向上に向け、市内高等学校の進路担当の教職員を対象とした中核企業の見学会を開催したほか、企業の販路開拓や取引先拡大等の経営課題に対応できるよう、上越ものづくり振興センターに企業支援専門員を配置し、関係機関との連携の下、企業に対する伴走型の支援を行いました。

第二の「結婚・出産・子育て」の分野では、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもを安心して産み、育てていくことができるよう、市民税非課税世帯における小学生の医療費を令和2年9月から完全無料化するとともに、引き続き、所得に応じて2歳児までの保育料の軽減と3歳以上児の給食費の免除を行いました。

また、仕事と育児を両立し、安心して働くことのできる環境を整えるため、延長保育や一時預かり、未満児保育など、保護者の就労形態や様々なニーズに応じた保育サービスを提供しました。

さらに、保育園の再配置等に係る第3期計画に基づき、つちはし保育園、春日保育園、なおえつ保育園及びさんわ保育園の令和4年4月の民営化に向けて、保護者や移管先事業者との協議を進めるとともに、保育内容や行事等の引継計画の策定や引継体制の整備等を進め、令和3年4月から合同・引継保育を開始しました。

このほか、小・中学校の就学援助費を国庫補助単価の改正に合わせて増額するとともに、私立高等学校に在学する生徒の保護者には、所得に応じて学費の助成額を引き上げ、支援の拡充を図りました。

第三の「まちの活性化」の分野では、「城下町高田の歴史・文化をいかした『街の再生』」の取組として、街なかの回遊促進と交流人口の拡大に向け、統一的なデザインによる案内サイ

ンや、大型観光バスも利用できる町家交流館高田小町の駐車場を新たに整備したほか、旧師団長官舎では、施設の保存とともに民間事業者がレストランとしても活用するための改修工事を、また、旧今井染物屋では、地域文化の継承・発信の拠点としての活用に向け、建物の耐震改修工事等を進めました。

さらに、高田地区の歴史的建造物等を始め、歴史や文化に関する情報などをまとめた「城下町高田まち歩きガイドブック」を作成するとともに、歴史博物館や小林古径記念美術館等の5館をセットで見学できる共通入館券を新たに発行したほか、レンタサイクル事業の実証実験を行いました。

あわせて、市民が主体となった地域資源の魅力発信と交流人口の拡大による地域活性化を目的に、空き町家の利活用をテーマとしたワークショップを開催しました。

また、立地適正化計画に基づくまちなか居住の推進に向け、高田地区ではモデル候補地区の地域住民を交えて、今後も住み続けることができる住環境について検討を行うとともに、直江津地区では空き家や空き地等の実態調査結果を踏まえて現状や課題を整理し、今後の取組方針などについて行政としての検討を進めたほか、町家の市場流通の促進に向けたセミナーの開催や、町家特有の課題や改修方法等をまとめた町家改修ガイドブックの作成、さらには、空き家等の利活用を促進するための空き家情報バンクの活用による情報提供や、空き家対策セミナーの開催などに取り組みました。

このほか、市内に点在する歴史的旧家の連携に取り組む市民団体の活動や活用に向けた環境整備を支援したほか、公共交通の利便性の向上と利用促進を図るため、バス運行事業者と連携し、スマートフォンなどで路線バスの運行状況がリアルタイムで確認できるバスロケーションシステムの導入に取り組みました。

第四の「U I Jターンとまちの拠点性・担い手づくり」の分野では、当市に関心を持つ人を増やし、ひいては移住・定住につながるよう、当市の魅力や生活の様子をSNS等で発信するとともに、移住・定住コンシェルジュが中心となって移住希望者への相談対応や移住者へのフォローアップに取り組んだほか、移住を考えている人とのつながりをコロナ禍においても創出するため、移住関係イベントへの参加や相談をオンラインを活用してリモートで行う取組を開始しました。

また、当市に転入し、就職した人や初めて就職する市内在住の若者が賃貸住宅に入居する際の家賃の一部を補助し、経済的負担の軽減を図りました。

これらの取組等により、市の移住関係の制度等を利用した移住者は、令和元年度を上回る41世帯67人となりました。

あわせて、若者の当市への定住を促進するための奨学金制度について、令和2年度から貸付限度額の引上げと返還期間の延長を行い、公共交通機関を利用して市外の大学等に通学する学生に対し、通学費を奨学金として貸し付けるとともに、卒業後も市内に居住し、就業する人の返還額の一部を免除しました。

このほか、まちづくりを担う次世代の人材発掘と育成を図り、まちづくりへの参画につなげるため、意欲ある若者を集めた意見交換会や先進的な取組を学ぶ講演会を開催するとともに、それらに参加した若者と一緒にトークイベントを企画・実施したほか、市内在学の高校生が当市の魅力を発信する動画を制作する取組を行いました。

以上の取組に加え、第2期総合戦略に基づき、上越市まち・ひと・しごと創生推進協議会に参加する民間団体等が取り組む事業について支援を拡充し、更なる促進を図ることで、地域を挙げた地方創生の取組を推進しました。

【第6次総合計画の三つの重点戦略】

続いて、第6次総合計画の三つの重点戦略の主な取組内容と成果についてです。

第一の「暮らし」の戦略では、市民の暮らしの安心感を高めるため、地域における様々な

場面での支え合いを担う人材の育成と、支え合いの力を発揮する最適な枠組みの構築に向けて、つながりを育み強化する取組を進めました。

一点目の取組は、「“つながり”を育むまちづくり」です。

第2次地域福祉計画の基本理念に掲げる「誰もが居場所と出番を持って、共に支え合いながら、安心してすこやかに自分らしく暮らせる地域社会の実現」を目指し、上越市版地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、従来の高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの業務に、障害のある人や生活困窮者等の相談対応を加え、身近な地域において複合的な相談を一体的に支援できる体制を整えました。

また、地域コミュニティや多様な市民活動団体による支え合い活動を一層活性化するため、NPO・ボランティアセンターによる市民活動に関する情報発信や、地域の活性化に取り組む団体への地域づくりアドバイザーの派遣を行うとともに、市民の皆さんが身近な地域課題を自ら解決していく環境を整えるため、地域活動支援事業を引き続き実施し、自発的・主体的な地域活動の支援に取り組んだほか、各地区公民館では、元気の出るふるさと講座等の事業を通じて、地域で活動する市民団体等と連携し、住民自身が地域課題の解決に向けた主体的な活動を学び、その知識を地域づくりの実践につなげる取組を推進しました。

さらに、近年増加する外国人市民が安心して暮らすことができる環境を整備するため、上越市国際交流センターにおいて、入管手続を始め、ごみの収集や子育て等のニーズに対応した情報提供を行うとともに、コロナ禍においても安心して多様な相談が行えるよう、リモートによる相談体制を整えたほか、多言語配信アプリを導入し、広報上越等を日本語を含む10か国語で配信しました。

あわせて、簡単で分かりやすい日本語を用いて外国人市民とのコミュニケーションを促進するための方法を学ぶ「やさしい日本語講座」を開催するとともに、外国人市民の集住地区において、地域住民とやさしい日本語を活用した交流会を行ったほか、日本語支援を必要とする児童生徒に対して日本語指導と教科指導の充実を図り、各教科の理解など基礎的知識の習得や学校生活の充実を支援しました。

このほか、新たな環境課題への対応に向け、海洋プラスチックごみ等に関する学習会を小学生や市民を対象に開催したほか、集客施設等で海のごみをテーマにしたパネル展示を行うなど、環境学習の取組を推進しました。

二点目の取組は、「こどもたちのすこやかな育ちを育む“つながり”の強化」です。

令和2年度を初年度とする子ども・子育て支援総合計画に基づき、こどもセンターや子育てひろばにおいて、子どもの遊びと保護者同士の交流の場を提供するとともに、オンラインを活用した交流や相談の機会を整えるなど、コロナ禍においても保護者の子育ての不安感や孤立感を緩和し、安心して子育てができる環境づくりに取り組みました。

また、子どもの育ちを切れ目なく支援するため、すこやかにくらし包括支援センターとこども発達支援センターが連携し、各種制度の狭間にいる方々や、複合的な課題を抱える世帯への包括的な相談支援に取り組みました。

さらに、児童虐待の防止に向けた取組では、家庭相談員を増員し、子どもの虐待に関する相談支援体制を強化したほか、市内の大学生の協力を得て作成した子ども向け虐待防止啓発リーフレットを全ての児童生徒に配布するとともに、保育園や小・中学校の教職員等を対象に日頃の業務を通じた虐待の早期発見と早期支援のための研修会を開催しました。

あわせて、困難を抱える若者とその家族への支援として、若者の居場所「Fit」を令和2年5月から教育プラザ内に常設するとともに、指導員を増員して若者の自立に向けた生活や学習の支援、集団適応支援などに取り組んだほか、子どもの健全な育成を図るため、学校運営協議会や地域青少年育成会議を通じて、学校・家庭・地域が連携した地域ぐるみの教育を推進しました。

このほか、放課後児童クラブでは、特別な支援を必要とする児童の受入れのため、支援員

等を加配したほか、学校外で運営していた国府小学校と南川小学校のクラブを学校内に移転し、児童が安心して生活できる環境を整え、保護者の就労を支援しました。

三点目の取組は、「お年寄りのすこやかな暮らしを支える“つながり”の強化」です。

高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、住民組織の皆さんとともに地域支え合い事業に取り組んだほか、ひとり暮らしの高齢者等が健康で自立した生活を送ることができるよう、ふれあいランチサービスによる配食と見守りを引き続き行いました。

また、認知症の人が症状に応じた医療、介護等の適切なサービスや支援を受けることができるよう、専門職等による認知症初期集中支援チームが行う相談支援や医師による無料の認知症相談会を実施したほか、認知症の人とその家族を温かく見守り、支援できる地域づくりを目指し、認知症サポーター養成講座や認知症に関する講演会を実施しました。

このほか、シニア作品展や趣味活動等への参加を支援し、高齢者の生きがいづくりと健康づくりを促すとともに、老人クラブやシルバー人材センターへの支援を通じて、高齢者の力をいかした地域づくりを推進しました。

四点目の取組は、「中山間地域のすこやかな暮らしを支える“つながり”の強化」です。

中山間地域における安全・安心な暮らしを維持するため、集落づくり推進員が集落を巡回し、集落の皆さんと地域の将来像を話し合いながら、把握した課題の解決に取り組んだほか、地域おこし協力隊員が集落の農作業の支援や、集落で運営する施設で新たに仕出しを行い、サービスの拡充に取り組むなど、様々な地域振興活動の支援を通じて集落の活性化に取り組みました。

また、中山間地域の農業・農村の活性化に向け、中山間地域等直接支払制度の第5期から充実が図られた各種加算措置や水稻以外の振興作物の栽培に対する補助制度の有効活用など、集落それぞれの課題等に応じて提案や助言をきめ細かく行い、農用地の保全と活用、農業生産活動の継続や集落機能の維持を図ったほか、令和元年8月に施行された棚田地域振興法に基づく棚田保全と地域の主体的な取組を支援し、指定棚田地域における14協議会の組織化と棚田地域の振興活動を推進しました。

さらに、次代の農業を担う人材の育成・確保と経営の確立に向け、オンラインによる上越市ふるさと暮らしセミナーや全国的な就農イベントにおいて、当市の農業や就農支援策のPRと移住相談に取り組んだことにより、22人の新規就農につなげたほか、中山間地域の農業法人の担い手を確保するため、国や県の補助要件となっている年齢制限を緩和し、市独自に支援するなど、新規就農者を雇用する体制を整えました。

あわせて、イノシシを中心とした鳥獣による農地・農作物の被害が依然として深刻な状況にある中、新たに鳥獣被害対策実施隊を組織し、集落との協力体制の下で、夏季における加害個体の捕獲を進めたほか、上越市鳥獣被害防止対策協議会と連携し、侵入防止柵の設置支援や鳥獣に関する基礎知識を学ぶための学習会を開催するなど、被害防止対策を進めました。加えて、住宅周辺において、クマやイノシシの出没が増加傾向にあったことから、市民への注意喚起を始め、緩衝帯の整備など出没抑制対策を継続的に実施したほか、人身被害の防止を図るため、市民対象に大型獣の被害対策についての学習会を開催しました。

このほか、第2次総合公共交通計画に基づき、日常生活の移動手段を確保するため、通院や買物に合わせたダイヤの設定や、停留所の新設等による路線バスの利便性の向上に取り組むとともに、将来にわたる持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指し、重複する路線の解消や運行形態の見直しなど、運行の効率化を図ったほか、路線バスが廃止となる地域や路線がない地域における移動手段を確保するため、住民の互助による輸送の取組を支援しました。

第二の「産業」の戦略では、中小企業・小規模企業振興基本条例の理念の下、地域産業の振興を図るため、意欲ある事業者の経営改善や販路開拓等の取組を支援するとともに、市民が生きがいを持って働けるよう、就業意識の啓発や働き方・職場環境の向上に向けた取組を推進しました。

一点目の取組は、「選ばれる“上越の産品”づくりと市民ぐるみでの魅力発信」です。

メイド・イン上越認証品の販路拡大と認知度の向上に向け、市内施設に設置した常設販売コーナーや首都圏の取扱店舗での販売に加え、専用ホームページや上越妙高駅における展示、ポスターによるPRを行ったほか、認証品製造事業者で構成する団体と連携し、魅力発信に取り組みました。

また、市内事業者が地域性豊かな食材をいかして商品化した、地元産大豆の食品や米粉の和菓子、雪むろ酒かすラーメンなどの上越ならではの特産品について、パンフレットを市内各所に配布し、商品の普及や販売の拡大に努めました。

さらに、中山間地域の農業者が行う農産物及び農産加工品の販売促進活動や都市型直売所への出店を支援し、米等の上越産品の販売を促進したほか、農産物の付加価値を高める6次産業化を後押しするため、農産物の加工から販売までの積極的な取組を支援しました。

このほか、米を始めとした農産物の高付加価値化による農業所得の向上や交流人口の拡大による賑わいの創出と地域の活性化につなげるため、施設内を見学できる観光対応型の新たな雪中貯蔵施設「ユキノハコ」を整備し、令和3年3月に供用を開始しました。

二点目の取組は、「まちの未来を切り開く新産業の創出」です。

地域産業の活力を維持していくため、市と金融機関、上越商工会議所で構成する上越市創業支援ネットワークが中心となり、創業者や第二創業者に対し、事業計画の策定段階から創業後の販路開拓、課題解決までを総合的に支援しました。

また、広域交通網の結節点である当市の優位性をいかした企業誘致活動の展開により、新たに運輸業、建設業の2社が市内産業団地に立地したほか、奨励企業に12企業を指定、22件の先端設備等の導入計画の認定などにより、企業の業務拡大や生産性向上に向けた設備投資を支援しました。

さらに、上越妙高駅周辺地区において、新幹線駅前の立地特性をいかした民間事業の展開を促すため、建築資金の借入利子前払い等の各種補助制度や企業誘致活動を通じて、商業施設等の整備促進を図りました。

このほか、市内企業の販路拡大を図るため、国内外の見本市等への出展を促したほか、ものづくり産業の持続的な発展や経営基盤の強化に向けて、中小企業者が行う人材育成や新商品・新技術の開発の取組を支援しました。

三点目の取組は、「生きがいをもって働けるまちづくり」です。

若者の市内企業への関心を高めるため、高校生を対象とした企業見学ツアーや市外へ進学した大学生等を対象とした説明会、上越地域からの進学者が多い大学と市内企業との情報交換会を開催するとともに、インターンシップの受入れに際し、参加する学生の負担軽減に取り組む企業を支援したほか、管理職や中堅社員を対象にコミュニケーションスキルやリーダーシップ等を高める研修会を開催し、若年者の早期離職の抑制と、地元への定着率向上を図りました。

また、様々な分野・場面において女性の活躍を進めるため、女性活躍応援セミナーを開催するなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進したほか、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、働く人や事業者等への意識啓発を目的とするセミナーを開催するとともに、国・県の各種制度の周知に取り組みました。

さらに、障害のある人の就労機会を拡充するため、就業に有効な資格の取得費用を補助するとともに、就業・生活支援センターにジョブサポーターを引き続き配置し、就労意欲のあ

る在宅障害者の一般就労とその定着に向けたサポートに取り組みました。

第三の「交流」の戦略では、北陸新幹線や水族博物館うみがたり等の効用や、当市の多彩な地域資源をいかした交流を促進し、その波及効果を最大限に発現していく中で、市民の皆さんの心豊かな暮らしの実現に資する取組を進めました。

一点目の取組は、「ひと・もの・情報が行き交う仕組みづくりや体制整備」です。

令和2年度を初年度とする観光交流ビジョンに掲げた、将来のありたい姿や理念を多くの市民や事業者など関係する皆さんと共有し、一体となって観光地域づくりを進めるため、実践的な取組に役立つ知識・技術の習得や、担い手同士の横のつながりを築く場として、観光地域づくり実践未来塾を開講し、当市の観光をけん引する担い手の育成・強化と、互いの連携構築を図りました。

また、有形・無形、文化財の指定の有無にかかわらず、地域社会の中で大切に守り伝えられ、人々が心のよりどころとする文化財とそれを保存・活用する取組を総体として「地域の宝」に認定することにより次世代への継承と魅力ある地域づくりの一助とする制度を創設し、60件を認定したほか、北前船日本遺産にまつわる歴史や文化の更なる周知を図るため、歴史博物館において、市内外の北前船日本遺産の関連資料等により当市と日本海における海運との関係を明らかにする企画展「直江津今町と北前船の時代」を開催しました。

さらに、ポストコロナのインバウンド事業の展開に向け、市民の皆さんが外国人旅行者をもてなす心得を身に付けることを目的としたセミナーを開催したほか、北陸新幹線停車駅の都市による観光推進会議の取組として、外国人に人気の高い城や武将の記事など、関心度の高い情報をSNS等で発信しました。

このほか、海外友好都市との交流事業では、直接的な交流は行えなかったものの、韓国・浦項市とは、同市で開催された姉妹都市を紹介するイベントにおいて当市の中学生の絵画が展示されたほか、当市の楽団が開催するコンサートに向けて動画のメッセージをいただくなど、工夫を凝らした交流により絆を深めました。

二点目の取組は、「水族博物館を核とした地域活性化」です。

水族博物館うみがたりでは、展示解説の充実と飼育展示設備の機能向上を図り、施設の魅力を一層高めるとともに、感染症の拡大により来館が困難な方々に水生生物の情報を届けるため、SNSやインターネット上での動画配信に取り組みました。

また、地域の皆さんの発意による、うみがたりを訪れる人の玄関口である直江津駅の自由通路をうみがたりの一部と見立て、「日本海とイルカ」をテーマとした青色LEDの装飾やイルカ型のイルミネーションを設置する取組を支援し、新たな魅力的なスポットを創出したほか、うみがたりの回遊ルートとなる五智公園では、交通公園のトイレの改修など、利用者の利便性の向上に取り組みました。

三点目の取組は、「強みをいかした多様なコンベンションの展開」です。

当市へのアクセスの利便性や上越体操場ジムリーナ等の施設をいかしたスポーツ大会や合宿、学術会議やコンクール等の各種コンベンションの誘致に向け、上越観光コンベンション協会や関係事業者等と連携し、ウィズコロナ及びポストコロナを踏まえた営業活動やアフターコンベンションの情報発信に取り組みました。

また、東京オリンピック・パラリンピックにおけるドイツのホストタウンとして、ドイツ体操チームの合宿受入れに向け、感染症対策を含めた準備を進めたほか、ドイツ人国際交流員による学校訪問授業や、ドイツをホストタウンとする全国自治体と連携したドイツ文化の周知活動を行うなど、市民スポーツの振興や交流人口の拡大に向けた契機となるよう取組を進めました。

さらに、令和3年度全国高等学校総合体育大会の競技種目別大会のうち、当市開催の体操

競技と弓道の円滑な大会運営に向け、実行委員会を組織し、開催準備を進めました。なお、県内初の開催となる第72回全国人権・同和教育研究大会が令和3年度に延期されたことに伴い、感染症対策を講じた運営方法への見直しを図り、その準備を進めましたが、先般、書面開催に変更となりました。

このほか、高田城址公園では、ひょうたん池周辺の広場整備や遊具の更新を行うとともに、桜長寿命化計画に基づき樹木の適正な保全と管理に取り組んだほか、令和2年10月に開館した小林古径記念美術館では、開館記念として企画展「じょうえつ 美術のチカラ」を開催し、明治時代から現代に至る約150年間に生み出された小林古径を始めとする当市ゆかりの作家の作品を展示し、市内外に向けて当市の芸術文化を発信しました。

【新型コロナウイルス感染症への対応】

次に、感染症対策として実施した、感染症拡大防止や市民生活・地域経済の支援の取組について、その概要を説明します。

まず、**感染症拡大防止の取組**では、保育園、学校、診療所などの公の施設に消毒液や非接触型体温計を始めとする感染防止物品等を配備するとともに、手洗器の自動水栓化等の設備の整備を進めたほか、交通事業者、私立保育園及び認定こども園等に対し、感染防止対策のための衛生設備や物品の購入等に要する経費の一部を補助しました。

また、感染症に係るワンストップ相談窓口を開設し、感染症対策を始め、健康相談や経済施策等の問合せについて、相談者の状況に合った支援策などを案内するとともに、チラシやポスター、ホームページ、SNS、デジタルサイネージ等の様々な広報媒体を通じて、広く市民に向けて感染防止の注意喚起を行いました。

さらに、令和2年12月から、介護保険施設及び障害者福祉施設に新たに入所される方や、通所サービス等を利用される方のうち、県外在住者等との接触により感染の恐れがある方を対象に、PCR検査に係る経費を助成するとともに、令和3年1月に新型コロナウイルスワクチン接種事務室を設置し、ワクチン接種に向けた準備を開始しました。

このほか、公の施設を臨時休館としたほか、高田城址公園観桜会を始め、成人式、えちご・くびき野100kmマラソン等の多くのイベントや式典、各種講座、講演会等については、事業を縮小・中止するとともに、令和2年4月16日に、国の緊急事態宣言が全都道府県に拡大された際には、同月22日から翌月10日まで、市立幼稚園、小・中学校を臨時休業とし、その間、放課後児童クラブの特別開設を行いました。

次に、**市民生活への支援**では、国が新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施した特別定額給付金について、早期に7万5,999世帯に支給するとともに、子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯に臨時特別給付金を支給したほか、収入の減少等により住居を失う恐れがある方に対し、家賃相当額の住居確保給付金を支給しました。

また、所得の少ないひとり親家庭等に対し、市独自の支援として、児童扶養手当1か月分の一時金を1回、国から臨時特別給付金を2回、それぞれ支給したほか、奨学金の給付や貸与を受けている学生のうち、アルバイトの自粛や仕送りの収入減等により学費や生活費が不足する方に対し、市独自の学業継続支援給付金を支給しました。

さらに、収入の減少等への生活支援策として、市民税や国民健康保険税等の市税やガス・水道・下水道等の料金について、一時的に納付が困難な方への減免や徴収を猶予するなどの特例制度を設けたほか、奨学金については、前倒し交付や新規採用者の募集期間延長、返還猶予を行いました。

次に、**地域経済への支援**では、国・県が行う各種支援事業の補完や国の支援事業が実施されるまでのつなぎ支援を中心に、事業者や商工団体、金融機関の皆さんなどの声をお聞きし

ながら、時宜を捉えた市独自の取組を展開しました。

まず、事業継続への支援として、市内中小企業者等 2,037 社に対し、家賃やリース料等の固定費に対して、事業継続支援緊急助成金を給付するとともに、新潟県セーフティネット資金に係る信用保証協会保証料や借入利子に対して補助金を交付しました。また、中小企業者等の負担の軽減と、迅速な手続きへの支援を行うため、国の雇用調整助成金等の申請に係る費用を助成するとともに、売上げが 20%以上減少した市内中小企業者等 4,755 社に対して事業者応援給付金を給付したほか、第三波の影響により著しく売上げが減少した市内中小企業者等 78 社に対して事業者経営支援金を給付しました。

あわせて、市と連携して事業継続に向けた経営指導等に尽力している上越商工会議所及び各区商工会に対し、商工団体臨時給付金を交付し運営を支援するとともに、商工団体やタクシー事業者等が実施するプレミアム付商品券・タクシー券発行事業、宿泊事業者が実施する宿泊料金の割引事業や新たな観光コンテンツの開発、プロモーション活動等に要する経費を支援したほか、市内の飲食店 100 店舗の情報とそのお店で利用できるクーポンを掲載したガイドブックを作成し、上越の食に着目した魅力の発信と誘客促進に取り組むことで、落ち込んだ市内消費の回復による市内経済の立て直しを図りました。

さらに、ウィズコロナ期における社会経済活動の活性化に向け、事業者が感染防止のために行う店舗等の改装工事に要する経費を支援したほか、コロナ禍による経営環境の変化を捉えた中小企業者の新たな取組を促すため、中小企業者チャレンジ応援事業補助金を創設し、ウェブを利用した商品の販売や営業活動の強化、新商品の開発など、企業が取り組む将来を見据えた様々な挑戦を後押ししました。

農業の分野では、上越産品に特化したインターネットショッピングモールを活用して農業者等が行う販売拡大の取組を支援し、需要が低迷した農畜産物等の販路の開拓や販売の促進を後押しすることで、新しい生活様式に対応した足腰の強い農林水産業の確立を進めました。また、コロナ禍で現地での産地交流が難しい状況の中、オンラインによる都市生協組合員と産地の交流事業を通じて、顔の見える関係性を維持しつつ、上越産品の需要拡大を図り、次年度の交流事業へとつなげました。

このほか、温浴施設を始めとする公の施設の指定管理者に対して、休館や営業時間の短縮などの経費削減に取り組んでいただいた上で、施設の運営に支障が生じないように、利用料金収入等の減収分に対する補填を行いました。

続いて、各会計の令和 2 年度における主な事業の概要について、これまで述べてきた地方創生の総合戦略及び総合計画の三つの重点戦略に基づく事業、並びに感染症対策事業以外の部分を主体に、以下、款を追って説明します。

〔一般会計〕

【1 款 議会費】

…市民意見を起点とした議会審議の活性化

議会費は、予算現額 4 億 2,030 万円に対し、決算額は 4 億 301 万円で、前年度に比べ 2.2% の増となりました。

新たに新型コロナウイルス調査対策特別委員会を設置するなど、調査研究活動が精力的に行われ、市への政策提言に結び付けられました。

また、市民の意見を市政に反映させる機会を設けるため、各地域での意見交換会のほか様々な団体の方々との意見交換会が開催されました。

【2 款 総務費】

…戦後 75 年の節目を捉えた平和の尊さを見つめ直す機会の創出、市役所木田庁舎再編に向け旧ガス水道局庁舎改修工事に着手、行政事務のデジタル化に向けた基本方針の策定に着手

総務費は、予算現額 327 億 1,202 万円に対し、決算額は 322 億 3,073 万円（令和 3 年度への繰越明許費を加えると 323 億 538 万円）で、特別定額給付金の給付などにより、前年度に比べ 134.8%増加しました。

非核平和への取組では、令和 2 年は終戦から 75 年の節目の年であったことから、広報上越の特集記事において「戦後 75 年 戦争の記憶を語り継ぐ」と題し、当市で起こった戦争にまつわる出来事や、令和元年度の広島平和記念式典中学生派遣事業に参加した 6 人と市の戦争の記憶を語り継ぐ皆さんとの特別対談を掲載し、平和の大切さを広く市民に伝えました。また、平和展を開催し、市内の戦争にまつわる出来事をテーマとした展示のほか、現在もなお続く世界の紛争を伝える資料の展示などを加え、戦争の悲惨さや平和の尊さを考えていただく機会を提供しました。

市役所木田庁舎再編の取組では、旧ガス水道局庁舎を有償所管換えにより取得し、改修工事に着手しました。

広報事業では、広報上越の発行を月 2 回から 1 回に変更した一方、市ホームページをリニューアルし、情報発信の速達性と閲覧操作性の向上を図るとともに、各種の SNS に市公式アカウントを開設し、情報発信を強化するなど、様々な広報媒体の特長をいかしながら、行政情報を的確に分かりやすく発信しました。また、地域に密着したコミュニティ FM 放送と防災情報の発信を安定的に継続して行うため、令和 3 年 4 月 1 日付けで上越ケーブルビジョン株式会社へコミュニティ FM 放送事業を譲渡しました。

上越地域図柄入りナンバープレートの普及促進では、令和 2 年 5 月 11 日からの交付開始にあわせて、報道機関向けプレス発表会を開催するとともに、交付される図柄のラッピングを施した路線バスを運行するなど、上越ナンバーを幅広く周知する取組を行いました。

公共交通の取組では、北陸新幹線の金沢・大阪間の早期全線開通や上越妙高駅への速達性の高い列車等の停車の実現に向けて、県や沿線自治体、関係団体とともに要望活動を行ったほか、在来鉄道の利用促進を図るため、県や沿線自治体、鉄道事業者等と連携して、市民のマイレール意識の醸成に取り組むとともに、えちごトキめき鉄道及び北越急行の経営安定化に向けた支援を行いました。

行政事務のデジタル化に向けた取組では、社会全体のデジタル化が一層加速する情勢を見据え、当市における ICT の更なる利活用に向けた統一的な方針を定める、上越市 ICT による情報化推進基本方針の策定に着手したほか、分散勤務を含むテレワークや会議等をオンラインで実施できる情報端末・通信機器等の整備を進めました。

【3 款 民生費】

…障害福祉施策を推進する指針となる第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画の策定、個々の多様なニーズに合わせた福祉サービスの提供、大雪災害への救助

民生費は、予算現額 295 億 2,051 万円に対し、決算額は 278 億 838 万円（令和 3 年度への繰越明許費を加えると 278 億 960 万円）となり、前年度に比べ 0.7%増加しました。

障害福祉の取組では、障害福祉計画の計画期間が令和 2 年度で終了することから、障害のある人の自立を支え、ご家族等を支援する障害福祉サービスの充実などに資する各種施策を推進する指針として、次期計画となる第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画を策定しました。

高齢者福祉では、紙おむつの支給や寝具の丸洗い乾燥への助成など、個々のニーズに合わせた在宅支援サービスを提供し、高齢者や介護者の生活を支援するとともに、シニア作品展や趣味講座の開催を通じて、高齢者同士の交流や生きがいを支援しました。

同和対策では、引き続き第 4 次人権総合計画に基づき、市職員を対象とした人権研修や DVD を活用した市民への啓発を行うなど、差別を許さない人権感覚の醸成と差別解消に対する市民の意識を高めるための取組を推進しました。

保育園の再配置では、名立区内の保育園 2 園を移設統合し、令和 2 年 4 月に私立名立たち

ばな保育園を開設しました。

生活保護では、被保護者に対し扶助費を支給するとともに、早期の自立に向けた就労支援に取り組んだほか、健康診査の受診勧奨や結果指導などを通して、被保護者の生活習慣病の発症と重症化の予防を図りました。

このほか、昨冬の大雪では当市全域が災害救助法の適用を受けたことから、要援護世帯のうち3,579世帯の住居等の除排雪に要する費用を支援するとともに、29町内会に除雪重機の貸出と燃料費の支援を行い、市民生活の安全・安心の確保に努めました。また、大雪の犠牲になられた4人のご遺族に災害弔慰金を、住家に半壊以上の被害を受けた4世帯に災害見舞金を、それぞれお渡ししました。

【4款 衛生費】

…生涯を通じた生活習慣病予防の推進、新上越斎場の整備に向けた基本構想の策定、休日歯科診療センターの移転整備、大型野生鳥獣の出没抑制対策の実施

衛生費は、予算現額70億1,662万円に対し、決算額は66億303万円（令和3年度への繰越明許費を加えると66億7,507万円）で、前年度に比べ4.7%の減となりました。

健康づくりの推進では、健康増進計画及び歯科保健計画に基づく各種健康診査を、感染症予防の観点から事前予約制として実施するとともに、市民が生涯を通して生活習慣病予防を主体的に実践できるよう、ライフステージに応じた保健活動に取り組みました。また、令和2年10月から、新たにロタウイルスワクチンの定期接種を開始し、乳幼児の感染予防に努めました。

新上越斎場の整備では、基本構想を策定し、設計施工一括発注方式の事業者選定に係る事業者募集内容を整理するとともに、建設地周辺の環境影響調査を進めました。

地域医療においては、中ノ俣診療所、大島診療所、清里歯科診療所及び安塚診療所を運営するとともに、休日・夜間診療所で休日や夜間であっても安心して受診できる医療の場を確保し、地域における救急医療体制の一翼を担いました。また、妙高市、糸魚川市とともに負担金を拠出し、一般社団法人上越歯科医師会が開設する上越休日歯科診療センターが上越保健センター内に移転整備され、新たに上越障がい者歯科診療センターを併設することにより、休日等における歯科診療体制の充実を図りました。

環境の分野では、温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、上越市環境マネジメントシステムの運用により、公共施設における省エネルギー化の取組を進め、温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、年間を通して一斉清掃月を設定し、市民や企業、団体など延べ4万8千人の参加による全市クリーン活動を実施しました。

家庭ごみの収集に関しては、広報上越やコミュニティFM放送を通じ、市民にごみの発生抑制と適正な分別を呼びかけるとともに、パソコンやスマートフォンなどでごみの出し方や分別方法を簡単に検索できる「ごみ分別辞典サイト」の利用をPRし、分別誤りの低減を図りました。

最終処分場の関係では、市内における公共関与の広域最終処分場の整備について、県と意見交換したほか、県が開催する広域最終処分場候補地検討委員会にオブザーバーとして参加する中、令和3年3月の同委員会において5か所の候補地が選定されました。

このほか、廃棄物処理施設の整備では、旧第2クリーンセンターについて、令和4年6月の完了に向けて除却工事に着手したほか、その跡地に整備する資源ごみ等貯留施設については、基本設計が完了し、実施設計に着手しました。

【5款 労働費】

…若年層の就職支援と就労意識の啓発、技能労働者や事業継続のための担い手の育成支援

労働費は、予算現額2億889万円に対し、決算額は1億8,900万円で、前年度に比べ26.1%の減となりました。

雇用情勢は、感染症の影響により、上越地域の有効求人倍率が令和2年度上半期においては平均で1.11倍と、令和元年度同時期平均の1.39倍から0.28ポイント低下しましたが、下半期において一部の業種で改善の傾向が見られ、令和3年3月の有効求人倍率は1.26倍となりました。

このような中、若年層の市内企業への就業・定着を図るため、就職支援や就労意識の啓発に取り組みました。また、技能労働者や事業継続のための担い手の育成に向け、技能五輪出場選手の訓練費等に対し補助金を交付したほか、上越人材ハイスクールの運営及び訓練の補助を通じて、中小企業で働きながらスキルアップを目指す皆さんに、技術習得の機会を提供しました。

このほか、上越地域若者サポートステーションにおける就労支援の対象年齢を15歳から49歳までに拡充し、就労に至るまでの過程や、人との接し方で悩んでいる方などが問題を解決できるよう、本人の希望を尊重しながら様々なサポートを行いました。

【6款 農林水産業費】

…需要に応じた米生産と園芸との複合経営の推進、農業振興施策の指針となる食料・農業・農村基本計画の見直し、森林経営管理法に基づく経営管理権集積計画の策定

農林水産業費は、予算現額51億1,513万円に対し、決算額は45億8,257万円（令和3年度への繰越明許費を加えると49億5,991万円）で、前年度に比べ2.0%の減となりました。

農業振興では、需要に応じた多様な米生産への転換を着実に進めるとともに、水田フル活用ビジョンに基づき、主力品種のコシヒカリを始め、地域特産品種や業務用向け品種、酒造好適米など、様々な用途の品種を活用して特色ある農産物の産地づくりに取り組むとともに、意欲ある経営体の確保・育成と生産条件の改善を図るため、スマート農業の導入や農地の大区画化を推進しました。

また、農地の自然循環機能を高める取組として、カバークロープの作付けや冬期湛水などを実施する組織を支援したほか、令和元年度の記録的な少雪への対応として、水稻の春作業に必要な水の確保が懸念されるほ場に対し、簡易な貯留施設の整備やため池等の維持修繕に要する経費を支援しました。

園芸の振興では、水稻単一経営から園芸を導入した複合経営への転換を促進するため、えだまめを中心とした高収益作物の作付拡大を推進するとともに、園芸二毛作の取組面積の拡大を図るため、生産拡大に必要な資材費などの初度的経費を支援しました。

畜産の振興では、畜産農家の経営安定と生産基盤の維持・強化を図るため、畜産農家が行う伝染病予防注射や畜産物の出荷輸送、子牛の生産・購入に要する経費の一部を助成したほか、畜産経営体の育成と産地の経営基盤の強化を図るため、畜産物の生産拡大に必要な家畜管理舎の整備を支援しました。

このほか、農業振興施策を総合的かつ計画的に推進するための方向性を示す食料・農業・農村基本計画について、社会情勢の変化等を踏まえて見直しを行い、今後10年程度先までの施策の方向性を示しました。

林業の振興では、個人などが所有する山林の間伐等を支援し、適切な保育管理を実施したほか、林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進するため、森林経営管理法に基づき、森林所有者に森林の経営管理に関する意向調査を実施し、経営管理権集積計画を策定しました。

水産業の振興では、漁業協同組合が実施した、ヒラメやアユなどの種苗の購入などに要する経費を支援し、つくり育てる漁業を推進したほか、有間川、柿崎、大潟の3漁港の機能保全を図るため、修繕及び補強工事を実施しました。

【7款 商工費】

…中小企業の意欲ある取組や事業承継、経営安定化などへの支援、コロナ禍での観光振興・観光施設の管理運営

商工費は、予算現額 74 億 9,767 万円に対し、決算額は、61 億 2,791 万円（令和 3 年度への繰越明許費を加えると 71 億 8,579 万円）で、前年度に比べ 17.7%増加しました。

中小企業者への支援では、円滑な事業承継を促すため、国の専門機関や市内金融機関、商工団体等との連携により、毎月、個別相談会を開催したほか、引き続き各種制度融資を通じて、中小企業者の経営の安定化や設備投資を支援しました。

商業の振興では、新規顧客の獲得や集客力の向上を目的に実施する、店舗の改装や商店街の魅力向上につながる施設の更新などを支援しました。

また、中心市街地の活性化では、新たに空き店舗に出店する事業者に対して出店に係る改装費や人件費を補助し、空き店舗の解消を図りました。

観光の振興では、妙高市や糸魚川市などの近隣自治体や隣県を含む広域エリアと連携し、マイクロツーリズムを意識した情報発信を行うなど、コロナ禍に伴う観光需要の変化を踏まえた誘客促進に取り組みました。

なお、高田城址公園観桜会を始め、高田城址公園観蓮会、謙信公祭や灯の回廊など、当市の歴史、文化や風土に根差した各種イベントについては、市民が地域への誇りと愛着を高めることができるよう、それぞれの実行組織と連携して内容を企画しましたが、感染症拡大を防止するため、事業規模を大幅に縮小し、さらに、国の基準や業種別ガイドラインに基づく徹底した対策を施した上で開催しました。

このほか、観光施設においても、感染症拡大防止の観点から休館や営業時間の短縮を行う一方で、施設内での感染対策の徹底と適切な維持管理に努め、利用環境の確保に取り組みましたが、コロナ禍の影響を大きく受け、指定管理施設と直営施設を合わせた観光施設全体の総利用者数は、前年度と比較して 46.4%減の 57 万 2 千人となりました。

【8 款 土木費】

…道路・河川・橋梁等の計画的な整備と適切な維持管理による安全・安心な都市基盤の構築、合併後最大の予算を投じての市道除排雪の実施

土木費は、予算現額 153 億 4,119 万円に対し、決算額は 130 億 7,457 万円（令和 3 年度への繰越明許費を加えると 149 億 3,208 万円）で、大雪に伴う除雪費の増などにより、前年度に比べ 35.3%増加しました。

道路・橋梁の維持、整備では、市道の破損箇所の早期発見、早期補修など、適切な維持管理を行うとともに、通学路の合同点検結果に基づき、グリーンラインを設置するなど、道路環境の安全確保を図ったほか、都市計画道路黒井藤野新田線の橋梁新設工事を始め、生活関連道路の道路改良や歩道新設など 38 路線の整備を進め、このうち 16 路線の事業が完了しました。また、稲田橋の耐震化工事や橋梁 29 橋の修繕工事を行い、橋梁の長寿命化を進めるとともに、有間川橋の旧橋撤去工事を実施しました。

道路の除排雪では、円滑な除雪を行うため、ロータリ除雪車 3 台、除雪ドーザ 3 台、小型ロータリ除雪車 2 台及び凍結防止剤散布車 1 台を取得するとともに、消融雪施設整備計画に基づき、老朽化した消雪パイプの更新を進めたほか、持続的な除雪体制の確保に向け、除雪オペレーターを希望する市道除雪事業者の若手職員を対象に、資格取得に対する支援を行いました。また、令和 2 年度は 35 年ぶりの記録的な大雪となったことから、市道の除排雪経費について当初予算約 23 億円に加え、財政調整基金を財源とした 33 億円余りの補正予算を措置し、昼夜を分かたず除雪を行うなど、道路交通を含む冬期間の市民生活の安全・安心の確保に努めました。

河川の管理では、市が管理する普通河川等の機能保全と適正な維持管理を行うとともに、河川に堆積している土砂の撤去や樹木の伐採を実施し、河川の流下能力の保全を図りました。

公営住宅の管理では、公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営南新町住宅 H 棟の外壁等改修工事、市営中通住宅 4 号棟の給水管工事を実施したほか、市営米山住宅、市営宮ノ崎住宅の畳の入替えや市営東荒井住宅の屋根塗装修繕などを行い、居住環境の改善を進めました。

このほか、地域経済の活性化と市民の居住環境の向上を図るため、住宅のリフォーム工事を支援しました。

【9款 消防費】

…消防団の体制の見直しと消防団員の確保に向けた取組、コロナ禍における避難所の開設・運営に向けた対応の見直し、自然災害や原子力災害への備えと対応力の強化

消防費は、予算現額 29 億 6,656 万円に対し、決算額は 29 億 715 万円（令和 3 年度への繰越明許費を加えると 29 億 1,772 万円）で、上越地域消防局・上越消防署の新庁舎建設に係る負担金の減などにより、前年度に比べ 50.2%の減少となりました。

市民の生命と財産を守るため、上越地域消防事務組合の運営に要する経費を負担し、救急・消防業務等を円滑に実施する体制を確保しました。

また、地域防災力を維持するため、消防団の体制の見直しと消防団員の確保に取り組むとともに、消防水利施設や消防団の装備品等の更新・整備、救助資機材や安全装備品の配備などを進め、消防団の機能強化と団員が安全かつ円滑に活動できる環境を整えました。

災害対策では、コロナ禍における避難所の円滑な開設・運営に向け、新たに「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設・運営マニュアル」を作成するとともに、当該マニュアルに基づき、避難所初動対応職員を対象とした研修を実施したほか、自主防災組織と施設管理者等との打合せを行い、各指定避難所の避難スペースや受付の配置等をレイアウト図にまとめるなど、避難所運営における対応方法の共有を図りました。

また、津波災害対策として、県が令和 2 年 1 月に当市を含め、県内沿岸部を津波災害警戒区域に指定したことに伴い、新たな津波浸水想定に基づく津波ハザードマップを作成し、全世帯に配布するとともに、新たな想定により、避難場所や避難経路等の再検討が必要な町内会を対象とした住民ワークショップを開催し、津波浸水想定に適応した避難行動計画を作成して、対象町内会に配布しました。

さらに、洪水災害対策として、県が令和 3 年 2 月までに公表した 13 河川の新たな洪水浸水想定に基づき、洪水ハザードマップの更新作業に着手しました。

原子力災害対策では、国や県、関係市町村等とともに、安定ヨウ素剤の配布体制の整備や感染症流行下における避難のあり方について検討を進めました。また、新潟県原子力防災訓練に参加し、災害想定シナリオにあわせた情報伝達訓練や対象地域の住民の屋内退避訓練のほか、住民のバスによる避難やスクリーニング訓練などを実施しました。

【10款 教育費】

…児童生徒一人一人の成長に合わせた指導・支援の実施、国のGIGAスクール構想に基づく学校ICT環境の整備、板倉区における小学校統合に向けた準備

教育費は、予算現額 106 億 3,954 万円に対し、決算額は 97 億 6,205 万円（令和 3 年度への繰越明許費を加えると 100 億 7,939 万円）で、前年度に比べ 14.8%の減となりました。

学校教育では、学校運営協議会を基盤に、引き続き、各中学校区において義務教育 9 年間の一貫性のある教育課程の編成及び学力向上の取組を推進するとともに、特に学力向上が必要な算数、数学及び外国語の各教科における教員の指導力向上を図るため、授業改善などの取組を強化しました。また、インクルーシブ教育システムの理念に基づき児童生徒一人一人の成長に合わせた指導や支援を行ったほか、上越市いじめ防止基本方針に基づき児童生徒や保護者等が抱える問題や悩みなどの早期把握及びいじめの未然防止、早期発見、即時対応と解決に取り組むとともに、学校での解決が困難なケースに対し、関係機関が連携した「じょうえつあんしんサポートチーム」による対応を行うなど、児童生徒が望ましい学校生活を送ることができるよう支援しました。

学校のICT環境の充実では、国のGIGAスクール構想の早期実現方針を受け、児童生徒 1 人 1 台の情報端末と高速大容量の通信ネットワーク等の一体的整備を前倒して進め、

I C Tの活用による個々の学習状況に応じた個別学習や学習指導、児童生徒同士の協働学習などを実現するための学習環境を整えました。

学校施設の整備では、小学校 3 校、中学校 1 校において大規模改修工事を行ったほか、板倉区における小学校統合に向け、校舎改修等の環境整備を進めるとともに、学校間の合同授業や交流活動を実施し、令和 3 年 4 月から新たに板倉小学校を開校しました。

水族博物館の管理運営では、バンドウイルカ及びシロイルカの死亡事案を受けて上越市立水族博物館鯨類飼育環境検証委員会を設置し、鯨類の飼育環境について専門の見地からの検証を行い、同委員会からの改善策についての提言を受け、令和 3 年度において、施設改修等を実施しているところです。

文化財の保存・活用では、地域と協働して春日山城跡の史跡保全に取り組むとともに、新たに春日山城及び高田城の御城印を頒布することを通じて、城跡への来城と市内周遊の促進を図ったほか、釜蓋遺跡発掘調査における 10 年間の成果をまとめた総括報告書を作成しました。

スポーツ活動の推進では、上越体操場ジムリーナ等の体育施設においてノルディックウォーキング教室や親子運動教室、スラックライン教室などを実施し、市民の健康増進や生涯スポーツの推進を図ったほか、地域おこし協力隊制度を活用して体操競技の指導者を配置するなど、ジュニア層を中心に競技力の向上に取り組みました。

体育施設の維持管理では、上越市総合体育館及び上越勤労身体障害者体育館の長寿命化に向けた大規模改修工事の実施設計や、高田城址公園陸上競技場第 2 種公認検定更新工事を実施するなど、安全で快適な体育施設の機能維持を図るとともに、新野球場の整備の検討を進めました。

このほか、学校給食管理費では、安全・安心な給食を提供するため、給食室における適切な衛生管理を徹底するとともに、給食用食材の放射性物質検査を継続したほか、全ての小・中学校で地元産の無洗米や地場産野菜を使用するなど、地産地消に取り組みました。また、調理業務の民間委託については、新たに 3 校、1 学校給食センターが移行し、全体で 56 校 1 センターでの実施となりました。

【11 款 災害復旧費】

…令和元年台風 19 号などの自然災害により被災した農地、農林業用施設、市道の復旧への対応

災害復旧費は、予算現額 11 億 1,674 万円に対し、決算額は 6 億 4,074 万円（令和 3 年度への繰越明許費及び事故繰越しを加えると 9 億 8,237 万円）で、前年度に比べ 18.3%増加しました。

農地、農林業用施設の災害復旧では、令和元年 10 月の台風 19 号等により被災した農地及び農林業用施設の復旧工事について、林道中ノ俣線を除き完了したほか、令和 2 年春の融雪や同年 9 月の豪雨等により被災した農地及び農林業用施設の速やかな復旧に取り組みました。

また、市道の災害復旧では、平成 31 年 2 月の融雪により被災した市道東頸城幹線ほか 1 路線、また、令和元年 10 月の台風 19 号及び 12 月の豪雨により被災した市道愛宕谷牛池線ほか 10 路線の復旧工事が完了しました。

【12 款 公債費】

公債費は、予算現額 143 億 9,589 万円に対し、決算額は 143 億 9,168 万円で、前年度に比べ 13.0%増加しました。

このうち、元金償還金は、旧上越市土地開発公社から代物弁済を受けた土地の売払収入や令和元年度決算剰余金を活用し第三セクター等改革推進債の繰上償還を行ったこと、また、クリーンセンターや水族博物館うみがたりなどの整備のために、平成 28 年度に借り入れた市

債の据置期間が終了し、元金の償還が始まったことに伴い、前年度に比べ、14.5%、17億5,298万円増額となりました。

引き続き、元利償還金に対する交付税措置率が低い市債の借入れを抑制するとともに、第三セクター等改革推進債の繰上償還を行うなど、将来負担の軽減を図ります。

〔国民健康保険特別会計〕

…新型コロナウイルス感染症の影響等による受診控えに伴う保険給付費の減、データヘルス計画に基づき生活習慣病の重症化予防の取組を継続

歳入総額 172億9,412万円に対し、歳出総額は171億5,252万円で、歳入歳出の差引は1億4,159万円となり、繰越金等を除いた実質単年度収支は、9,376万円の赤字となりました。

年間平均被保険者数は3万5,569人と、前年度に比べて2.1%の減となり、減少傾向が続いています。

国民健康保険税の現年度調定額は、被保険者数の減少のほか、感染症の影響で生計維持者の収入が減少する見込みの世帯に対して、国民健康保険税を減免したことなどにより、前年度から9,268万円減少し、31億2,526万円となりました。また、収納率は、現年課税分が前年度に比べて0.4ポイント増の95.8%、滞納繰越分が0.5ポイント減の15.7%となり、全体では78.4%と0.7ポイント上昇しました。

一方、歳出の大部分を占める保険給付費は、被保険者数の減少と感染症の影響等による受診控えに伴い、前年度に比べて5.1%減の122億2,387万円となりました。

保健事業では、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第3期特定健康診査等実施計画の計画期間の中間年に当たり、事業の検証と課題整理を行い、取組の更なる充実を図るため、計画の見直しを行いました。また、感染症の感染予防を図りながら、特定健康診査等を行い、高血圧、糖尿病、メタボリックシンドローム等の所見がある人に対して特定保健指導や訪問指導を実施するなど、生活習慣病の発症予防と重症化予防の取組を継続しました。

このほか、国民健康保険に加入する被用者が感染の疑いにより休業した際の生活を保障するため、傷病手当金を支給しました。

〔診療所特別会計〕

…国民健康保険診療所4施設を運営し地域医療を確保、患者数は感染症拡大に伴う受診控えなどにより減少

歳入総額、歳出総額ともに4億516万円となりました。

国民健康保険診療所4施設を運営し、地域の住民が安心して生活できるよう、地域医療の確保に努めました。

診療所全体の年間延べ患者数は、感染症の影響による受診控えなどにより、前年度と比較して6,018人、18.8%減の2万6,029人となりました。

運営に当たっては、感染症対策として、感染防止物品の配備や設備の整備等を実施し、安全に診療を受けていただく環境を整備しました。また、施設、設備を適切に維持管理するとともに、吉川診療所の医用X線高電圧装置、清里診療所の内視鏡洗浄消毒装置等の医療機器を更新するなど、診療環境の整備に取り組みました。

〔介護保険特別会計〕

…地域包括ケアシステムの深化・推進、第8期介護保険事業計画・第9期高齢者福祉計画の策定

歳入総額 235億9,438万円に対し、歳出総額は232億6,894万円で、歳入歳出の差引は3億2,544万円となりました。

第7期介護保険事業計画・第8期高齢者福祉計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、感染症対策を講じながら、住民組織等との連携によ

る地域支え合い事業を実施したほか、介護が必要な人の支援を包括的に担う地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所を対象に、疾病の重症予防や自立支援に資するケアプランの作成方法についての研修等を行い、介護予防と介護の重度化防止に取り組みました。

国による低所得者の介護保険料の負担軽減が令和 2 年度から完全実施されたことにあわせ、市民税非課税世帯に係る介護保険料の更なる軽減を実施したほか、感染症の影響により、収入が減少し、介護保険料の全部又は一部を納付できない方に対して介護保険料の減免を行いました。

令和 2 年度末の要介護認定者数は 1 万 2,779 人、前年度に比べ 0.23%、30 人の減となりました。また、要介護認定率は、第 1 号被保険者は前年度の 20.4%から 20.3%、第 2 号被保険者は前年度の 0.42%から 0.41%と、ほぼ横ばいでした。

保険給付費は、介護報酬の増額改定などから、前年度に比べて 0.7%、1 億 5,528 万円増の 218 億 9,978 万円となりました。

このほか、令和 3 年度からの介護保険制度の見直しを踏まえ、持続可能な介護サービスの確保につながるよう、令和 3 年度から令和 5 年度までを計画期間とする第 8 期介護保険事業計画・第 9 期高齢者福祉計画を策定しました。

〔地球環境特別会計〕

…落雷や経年劣化により設備の故障が相次ぎ、令和 2 年度をもって発電事業を終了

歳入総額及び歳出総額ともに 1,786 万円となりました。

売電収入は落雷や経年劣化による故障に伴う長期の運転停止があったことから、前年度に比べ 56.5%減の 394 万円となりました。

なお、風力発電施設については、令和元年度に民間譲渡に向けた公募を行いました。候補者の選定には至らなかったことから、令和 2 年度末で全ての発電施設を停止し、本会計を廃止するとともに、令和 3 年度に 1 号機、2 号機及び 3 号機を解体することとしました。

〔後期高齢者医療特別会計〕

…後期高齢者に対する保健事業と介護予防等の一体的な実施

歳入総額 22 億 4,203 万円に対し、歳出総額は 22 億 3,865 万円で、歳入歳出の差引は 337 万円となりました。

令和 2 年度の年間平均被保険者数は 3 万 2,206 人で、前年度に比べ 59 人、0.2%減少しました。

現年賦課分の保険料の一人当たり調定額は、保険料率の引上げが行われたことなどから、前年度に比べ 4,927 円増の 5 万 3,239 円となり、また、還付未済額を除く収納率は前年度より 0.1 ポイント増の 99.8%となりました。

保健事業では、人間ドック健診費用の助成や高齢者歯科健診を始め、後期高齢者健康診査の受診勧奨や生活実態を踏まえた保健指導を行うなど、生活習慣病の重症化予防・介護予防にきめ細かく対応しました。

また、新たに「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施」に取り組み、高齢者の健康課題の分析内容を関係者間で共有するなど、切れ目ない支援を実施しました。

〔病院事業会計〕

…新型コロナウイルス感染症の影響により収益的収支は赤字を計上、経営改善検証期間と位置付けた収支改善の取組の一部に遅れ、施設の改築に向けた基本設計の実施の先送り

令和 2 年度は、感染症の拡大の影響により、年間延べ患者数は、前年度と比べて入院患者が 9,560 人減の 4 万 9,253 人、外来患者が 6,273 人減の 3 万 711 人となり、全体では、7 万 9,964 人となりました。介護サービス事業では、訪問看護事業、訪問リハビリテーション事業、居宅介護支援事業の合計で 2,133 人増の 15,797 人となり、医療行為を伴う重症心身障害

児（者）を受け入れる短期入所事業では、154人減の126人となりました。

また、収益的収支は、事業収益が24億9,559万円、事業費用が27億598万円となり、差引2億1,038万円の赤字となりました。

このうち、入院収益については、感染症への予防意識の高まりから、肺炎等の罹患率が低下したほか、急性期病院での手術数減少に伴い、上越地域医療センター病院への転院者数が減少したことなどから、入院患者数が大幅に減少するところとなり、前年度に比べ1億9,669万円の減となりました。

外来収益では、婦人科外来、麻酔科（带状疱疹外来）及び漢方外来の新設により患者数の増加を見込んだものの、感染症への不安による受診控えや外科の休診などの影響により、外来患者数が大幅に減少し、前年度に比べ7,634万円の減となりました。

一方、介護サービス事業収益については、感染予防から在宅での医療・介護サービスの需要が増えたことにより、前年度に比べ1,721万円の増となりました。

費用面では、感染症に対応する従事者への慰労金として、6,431万円が支出されたことなどから、前年度と比べ3,263万円の増となりました。なお、慰労金の財源として、県から新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付金が全額交付されています。

病院運営における最重要課題である常勤医師の確保については、新たに3人の総合診療科医と1人のリハビリテーション科医を確保し、令和2年度末時点での常勤医師数は12人となり、前年度末との比較では3人の増となりました。

施設の改築に向けては、将来にわたり安定的な病院運営が維持できるよう、令和2年3月に策定した基本計画において、令和2年度を経営改善検証期間と位置付け、収支改善に取り組んできましたが、今般の感染症の影響等を受け、予定した施設基準の取得手続が滞るなど、収支改善の取組の一部に遅れが生じたほか、患者数が大きく減少するなど、基本計画の収支シミュレーションにおける前提条件との乖離が生じていることから、十分な検証を行うことができませんでした。

このため、次の工程として予定していた基本設計については、令和3年度の実施を見合わせることにしました。引き続き収支改善の取組を進めながら、感染症などに伴う医療環境の変化を見極め、必要に応じて基本計画の見直しを行うなど、改築後の安定的な経営の見通しを立てた上で、可能な限りの早期着手を目指します。

〔下水道事業会計〕

…下水道事業特別会計ほか2つの特別会計の公営企業会計への移行、汚水・雨水管渠の計画的な整備、大雨に備え排水ポンプ車を配備

下水道事業等の経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、令和2年度から下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計及び浄化槽整備推進事業特別会計を統合し、地方公営企業法の財務規定等を適用する下水道事業会計に移行しました。

収益的収支では、事業収益が106億3,712万円、事業費用が97億5,122万円となり、純利益は7億904万円となりました。

資本的収支では、資本的収入が96億2,887万円、資本的支出が121億4,282万円となり、不足する25億1,395万円は、内部留保資金等で補填しました。

公衆衛生の向上を図るため、引き続き、汚水管渠の整備と処理場の長寿命化対策を計画的に実施したほか、浸水被害の軽減に向け、雨水管理総合計画に基づく雨水管渠の整備を進めるとともに、近年、頻発化する大雨等に備えるため、排水ポンプ車を1台配備しました。

また、農業集落排水処理施設と公共下水道施設を統合することにより、効率的かつ効果的な汚水処理と施設の更新経費の軽減を図るため、柿崎区初田地区における接続工事を実施し、令和3年4月から公共下水道事業として、供用を開始しました。

このほか、接続促進の取組では、排水設備設置費の助成などの接続支援や生活排水処理推進員の戸別訪問による接続相談を行うとともに、感染症の影響により、下水道事業の受益者

負担金・分担金や、市が設置した浄化槽使用料を納期限までに納付することが困難となった方に対し、徴収の猶予若しくは支払い期限の延長を行いました。

これらの結果、令和 2 年度末の公共下水道の汚水整備済面積は 3,851ha、整備区域内における接続率は、公共下水道事業で 95.2%、農業集落排水事業で 94.5%となりました。

令和 2 年度の決算の概況と主な事業の成果に関する説明は以上です。

5 令和2年度決算収支の状況

(1) 各会計実質収支の状況

一般会計の実質収支は約43.5億円。令和元年度決算比較で約5.4億円増加。

(単位：千円)

| 区 分 | 歳入総額 A | 歳出総額 B | 歳入歳出 差引額 (A-B)C | 翌年度へ繰越 すべき財源 D | 実質収支 C-D |
|---------|-------------|-------------|-----------------------|----------------------|-------------|
| 一 般 会 計 | 123,538,324 | 118,720,875 | 4,817,449 | 470,157 | 4,347,292 |
| 特 別 会 計 | | | | | |
| 国民健康保険 | 17,294,123 | 17,152,528 | 141,595 | 0 | 141,595 |
| 診療所 | 405,170 | 405,170 | 0 | 0 | 0 |
| 介護保険 | 23,594,385 | 23,268,943 | 325,442 | 0 | 325,442 |
| 地球環境 | 17,867 | 17,867 | 0 | 0 | 0 |
| 後期高齢者医療 | 2,242,037 | 2,238,657 | 3,380 | 0 | 3,380 |

(2) 一般会計 歳入の状況

合併特例債の借入額の減などにより市債が34.2%減少した一方、法人事業税交付金が新たに交付されたほか、消費税率の引上げにより地方消費税交付金が21.8%、特別定額給付金の給付などにより国庫支出金が235.1%、財政調整基金繰入金の増などにより繰入金が20.8%それぞれ増加したことなどから、合計で19.5%の増加。

(単位：千円)

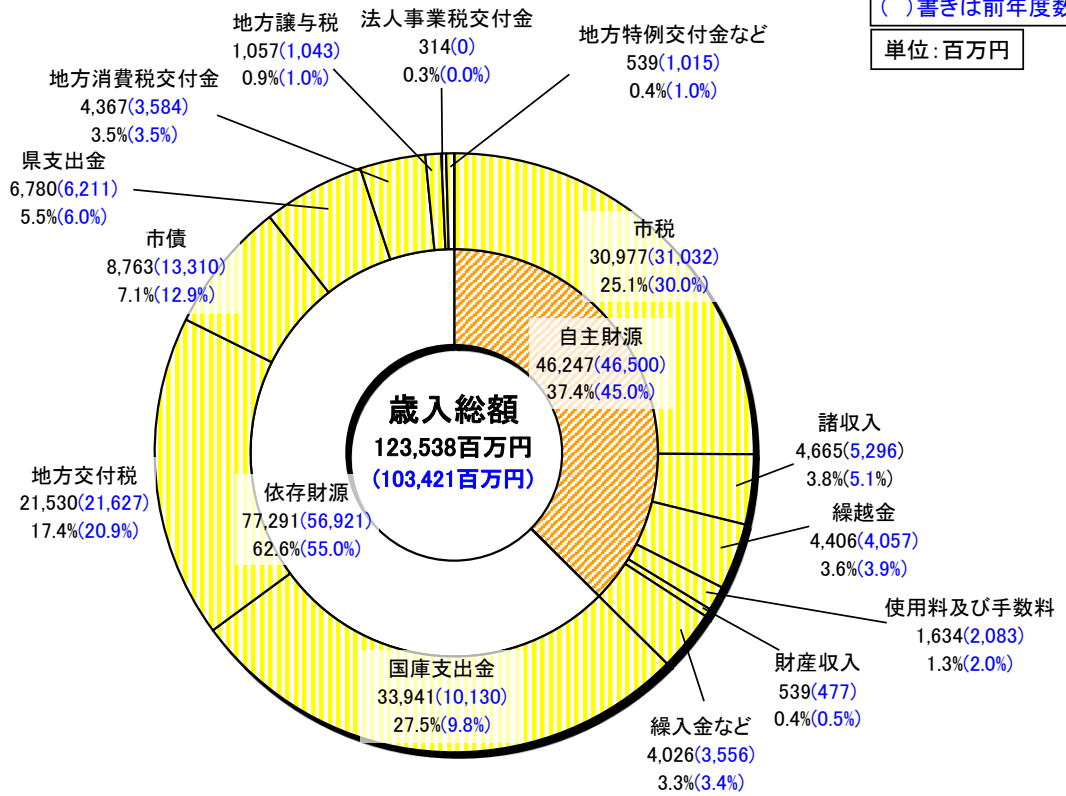
| 区 分 | 令 和 元 年 度 | | 令 和 2 年 度 | | 比 較 増 減 | |
|--------------------------------------|-------------|-------|-------------|-------|--------------|--------|
| | 決算額 (A) | 構成比 | 決算額 (B) | 構成比 | 増減額 (B-A) | 増減率 |
| ※ 1 市 税 | 31,032,087 | 30.0% | 30,977,169 | 25.1% | △ 54,918 | △ 0.2% |
| 2 地 方 譲 与 税 | 1,043,157 | 1.0 | 1,056,810 | 0.9 | 13,653 | 1.3 |
| 3 利 子 割 交 付 金 | 18,197 | 0.0 | 19,607 | 0.0 | 1,410 | 7.7 |
| 4 配 当 割 交 付 金 | 93,219 | 0.1 | 88,250 | 0.1 | △ 4,969 | △ 5.3 |
| 5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | 50,479 | 0.0 | 98,313 | 0.1 | 47,834 | 94.8 |
| 6 法 人 事 業 税 交 付 金 | 0 | 0.0 | 313,907 | 0.3 | 313,907 | 皆増 |
| 7 地 方 消 費 税 交 付 金 | 3,584,451 | 3.5 | 4,367,379 | 3.5 | 782,928 | 21.8 |
| 8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金 | 22,614 | 0.0 | 19,459 | 0.0 | △ 3,155 | △ 13.9 |
| 9 環 境 性 能 割 交 付 金 | 34,517 | 0.0 | 61,883 | 0.1 | 27,366 | 79.3 |
| 10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金 | 29,181 | 0.0 | 28,130 | 0.0 | △ 1,051 | △ 3.6 |
| 11 地 方 特 例 交 付 金 | 615,627 | 0.6 | 200,903 | 0.2 | △ 414,724 | △ 67.4 |
| 12 地 方 交 付 税 | 21,626,527 | 20.9 | 21,529,986 | 17.4 | △ 96,541 | △ 0.4 |
| 13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金 | 21,548 | 0.0 | 22,931 | 0.0 | 1,383 | 6.4 |
| ※ 14 分 担 金 及 び 負 担 金 | 482,840 | 0.5 | 323,245 | 0.3 | △ 159,595 | △ 33.1 |
| ※ 15 使 用 料 及 び 手 数 料 | 2,082,636 | 2.0 | 1,634,187 | 1.3 | △ 448,449 | △ 21.5 |
| 16 国 庫 支 出 金 | 10,129,942 | 9.8 | 33,940,720 | 27.5 | 23,810,778 | 235.1 |
| 17 県 支 出 金 | 6,211,432 | 6.0 | 6,780,448 | 5.5 | 569,016 | 9.2 |
| ※ 18 財 産 収 入 | 476,858 | 0.5 | 539,315 | 0.4 | 62,457 | 13.1 |
| ※ 19 寄 附 金 | 36,639 | 0.0 | 34,064 | 0.0 | △ 2,575 | △ 7.0 |
| ※ 20 繰 入 金 | 3,036,114 | 2.9 | 3,668,247 | 3.0 | 632,133 | 20.8 |
| ※ 21 繰 越 金 | 4,056,533 | 3.9 | 4,406,055 | 3.6 | 349,522 | 8.6 |
| ※ 22 諸 収 入 | 5,295,851 | 5.1 | 4,664,754 | 3.8 | △ 631,097 | △ 11.9 |
| 内 貸 付 金 元 利 収 入 | 2,802,579 | 2.7 | 2,317,906 | 1.9 | △ 484,673 | △ 17.3 |
| 訳 所 の 他 | 2,493,272 | 2.4 | 2,346,848 | 1.9 | △ 146,424 | △ 5.9 |
| 23 市 債 | 13,310,413 | 12.9 | 8,762,562 | 7.1 | △ 4,547,851 | △ 34.2 |
| × 自 動 車 取 得 税 交 付 金 | 129,931 | 0.1 | - | - | △ 129,931 | 皆減 |
| 歳 入 合 計 | 103,420,793 | 100.0 | 123,538,324 | 100.0 | 20,117,531 | 19.5 |
| ※ 自 主 財 源 | 46,499,558 | 45.0 | 46,247,036 | 37.4 | △ 252,522 | △ 0.5 |
| 依 存 財 源 | 56,921,236 | 55.0 | 77,291,288 | 62.6 | 20,370,052 | 35.8 |
| 譲 与 税 ・ 交 付 税 な ど | 27,269,448 | 26.4 | 27,807,559 | 22.5 | 538,111 | 2.0 |
| 国 庫 支 出 金 な ど | 29,651,788 | 28.7 | 49,483,730 | 40.1 | 19,831,942 | 66.9 |

※印部分が自主財源

一般会計歳入決算額の構成比

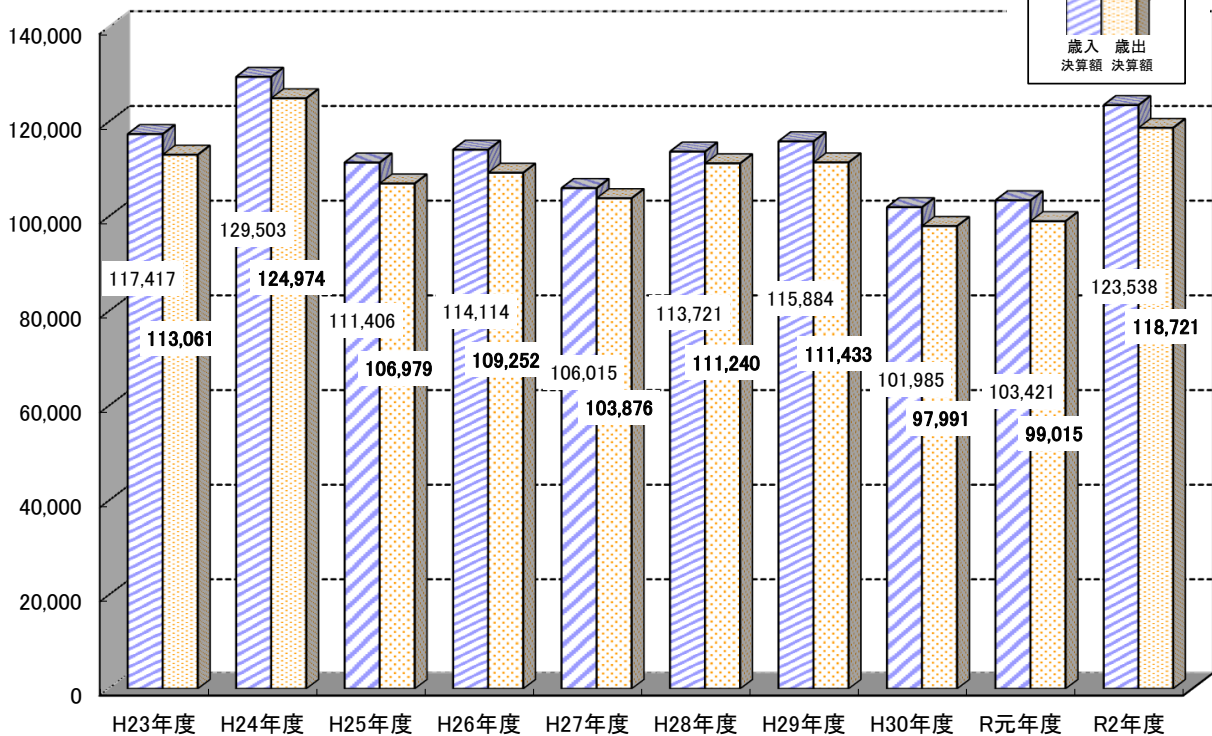
()書きは前年度数値

単位: 百万円



一般会計歳入歳出決算額の推移

単位: 百万円



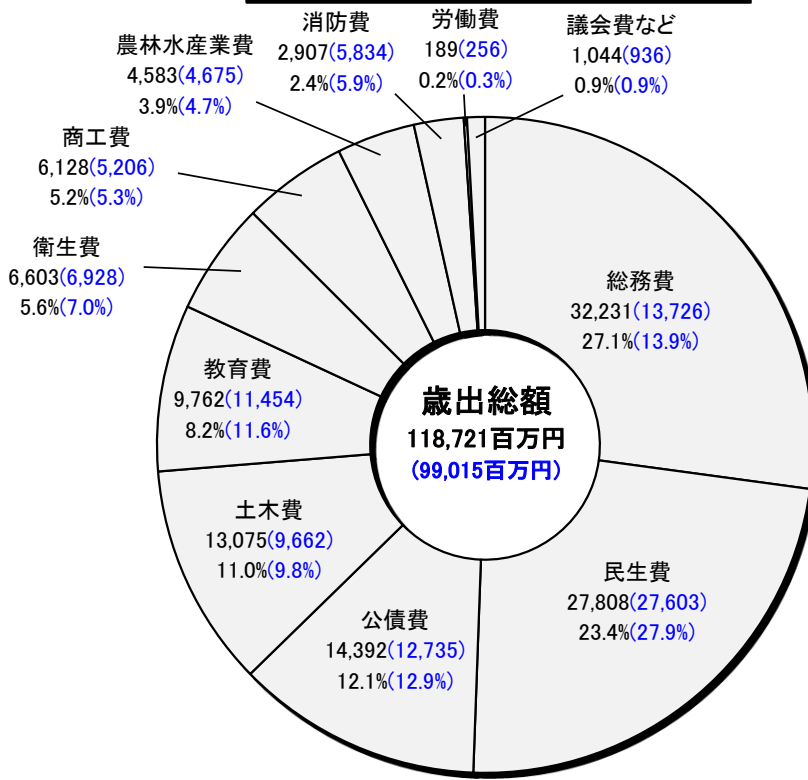
(3) -1 一般会計 目的別歳出の状況

上越地域消防局・上越消防署新庁舎の整備に係る負担金の減などにより消防費が50.2%の減、市制度融資預託金の減により労働費が26.1%の減とそれぞれ減少した一方、特別定額給付金の給付などにより総務費が134.8%の増、大雪に伴う除雪費の増などにより土木費が35.3%の増とそれぞれ増加したことから、合計で19.9%の増加。

(単位:千円)

| 区 分 | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 比較増減 | |
|------------------|------------------------------|---------|-------------|-----------------|----------------|--------|
| | 決算額 (A) | 構成比 | 決算額 (B) | 構成比 | 増減額 (B - A) | 増減率 |
| 1 議 会 費 | 394,456 | 0.4% | 403,018 | 0.3% | 8,562 | 2.2% |
| 2 総 務 費 | 13,725,919 | 13.9 | 32,230,737 | 27.1 | 18,504,818 | 134.8 |
| 3 民 生 費 | 27,602,644 | 27.9 | 27,808,381 | 23.4 | 205,737 | 0.7 |
| 4 衛 生 費 | 6,928,445 | 7.0 | 6,603,035 | 5.6 | △ 325,410 | △ 4.7 |
| 5 労 働 費 | 255,734 | 0.3 | 189,001 | 0.2 | △ 66,733 | △ 26.1 |
| 6 農 林 水 産 業 費 | 4,674,661 | 4.7 | 4,582,580 | 3.9 | △ 92,081 | △ 2.0 |
| 7 商 工 費 | 5,205,838 | 5.3 | 6,127,912 | 5.2 | 922,074 | 17.7 |
| 8 土 木 費 | 9,662,351 | 9.8 | 13,074,574 | 11.0 | 3,412,223 | 35.3 |
| 9 消 防 費 | 5,833,795 | 5.9 | 2,907,159 | 2.4 | △ 2,926,636 | △ 50.2 |
| 10 教 育 費 | 11,453,965 | 11.6 | 9,762,051 | 8.2 | △ 1,691,914 | △ 14.8 |
| 11 災 害 復 旧 費 | 541,627 | 0.5 | 640,743 | 0.5 | 99,116 | 18.3 |
| 12 公 債 費 | 12,735,304 | 12.9 | 14,391,684 | 12.1 | 1,656,380 | 13.0 |
| 13 諸 支 出 金 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 歳 出 合 計 | 99,014,738 | 100.0 | 118,720,875 | 100.0 | 19,706,137 | 19.9 |
| 令和2年度の 執行残額状況 | 最終予算額 | | 127,026,016 | (1) | | |
| | 支出済額 | | 118,720,875 | (2) | | |
| | 翌年度繰越額 | | 4,110,192 | (3) | | |
| | 歳出予算の執行残額 | | 4,194,949 | (1) - (2) - (3) | | |
| | (内訳) 経費節減、入札差金、給付対象者減などによるもの | | | | | |
| | ・委託料 | | 1,446,762 | | | |
| | ・負担金、補助及び交付金 | | 454,236 | | | |
| | ・扶助費 | | 406,352 | | | |
| | ・需用費 | | 356,775 | | | |
| | ・工事請負費 | | 275,930 | | | |
| ・繰出金 | | 270,358 | | | | |
| ・その他 | | 984,536 | | | | |

一般会計目的別歳出決算額の内訳

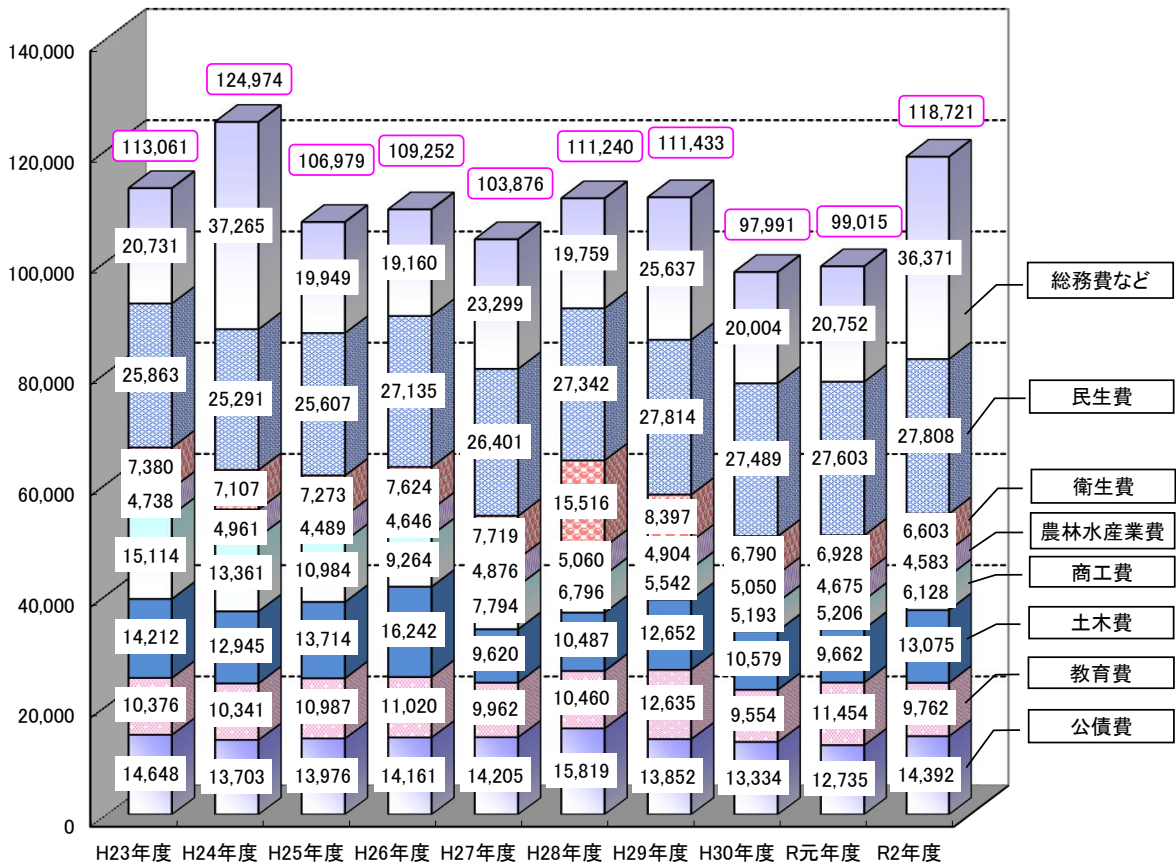


()書きは前年度数値

単位:百万円

一般会計目的別歳出決算額の推移

単位:百万円



(3) -2 一般会計 性質別歳出の状況

普通建設事業費が30.1%減少したほか、下水道事業特別会計ほか2つの特別会計が地方公営企業法の財務規定等を適用する下水道事業に移行し、当該繰出金の性質が補助費等に分類されたことなどにより繰出金が37.1%減少した一方、補助費等が同様の理由に加え、感染症対策事業の実施などに伴い194.6%、維持補修費が除排雪経費の増加により143.0%とそれぞれ増加したことから、合計で19.9%の増加。

(単位:千円)

| 区 分 | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 比較増減 | |
|-----------------|------------|-------|-------------|-------|--------------|--------|
| | 決算額 (A) | 構成比 | 決算額 (B) | 構成比 | 増減額 (B-A) | 増減率 |
| 1 人 件 費 | 16,094,954 | 16.3% | 16,017,086 | 13.5% | △ 77,868 | △ 0.5% |
| 2 物 件 費 | 12,723,457 | 12.9 | 13,374,257 | 11.3 | 650,800 | 5.1 |
| 3 維 持 補 修 費 | 2,841,202 | 2.9 | 6,905,191 | 5.8 | 4,063,989 | 143.0 |
| 4 扶 助 費 | 15,020,339 | 15.2 | 15,729,392 | 13.2 | 709,053 | 4.7 |
| 5 補 助 費 等 | 10,961,491 | 11.1 | 32,289,833 | 27.2 | 21,328,342 | 194.6 |
| 6 公 債 費 | 12,749,304 | 12.9 | 14,401,684 | 12.1 | 1,652,380 | 13.0 |
| 内 元 利 償 還 金 | 12,747,903 | 12.9 | 14,400,451 | 12.1 | 1,652,548 | 13.0 |
| 訳 一 時 借 入 金 利 子 | 1,401 | 0.0 | 1,233 | 0.0 | △ 168 | △ 12.0 |
| 小 計 (1~6) | 70,390,747 | 71.1 | 98,717,443 | 83.2 | 28,326,696 | 40.2 |
| 7 積 立 金 | 2,890,472 | 2.9 | 2,122,286 | 1.8 | △ 768,186 | △ 26.6 |
| 8 投資及び出資金、貸付金 | 2,874,419 | 2.9 | 2,421,996 | 2.0 | △ 452,423 | △ 15.7 |
| 9 繰 出 金 | 11,408,793 | 11.5 | 7,179,067 | 6.0 | △ 4,229,726 | △ 37.1 |
| 小 計 (7~9) | 17,173,684 | 17.3 | 11,723,349 | 9.9 | △ 5,450,335 | △ 31.7 |
| 計 (1~9) | 87,564,431 | 88.4 | 110,440,792 | 93.0 | 22,876,361 | 26.1 |
| 10 投資的経費 | 11,450,307 | 11.6 | 8,280,083 | 7.0 | △ 3,170,224 | △ 27.7 |
| (1) 普通建設事業費 | 10,927,237 | 11.0 | 7,639,340 | 6.4 | △ 3,287,897 | △ 30.1 |
| (2) 災害復旧事業費 | 523,070 | 0.5 | 640,743 | 0.5 | 117,673 | 22.5 |
| 歳 出 合 計 | 99,014,738 | 100.0 | 118,720,875 | 100.0 | 19,706,137 | 19.9 |

《各会計建設事業費の状況》

一般会計において上越体操場ジムリーナ及び小林古径記念美術館などの施設整備や、小・中学校の空調設備設置が完了したことにより30.1%、下水道事業において土橋や大和五丁目地内等の雨水管渠工事や、吉川区中部地区の機能強化対策事業が完了したことにより12.6%とそれぞれ減少したことから、各会計の合計で15.5%の減少。

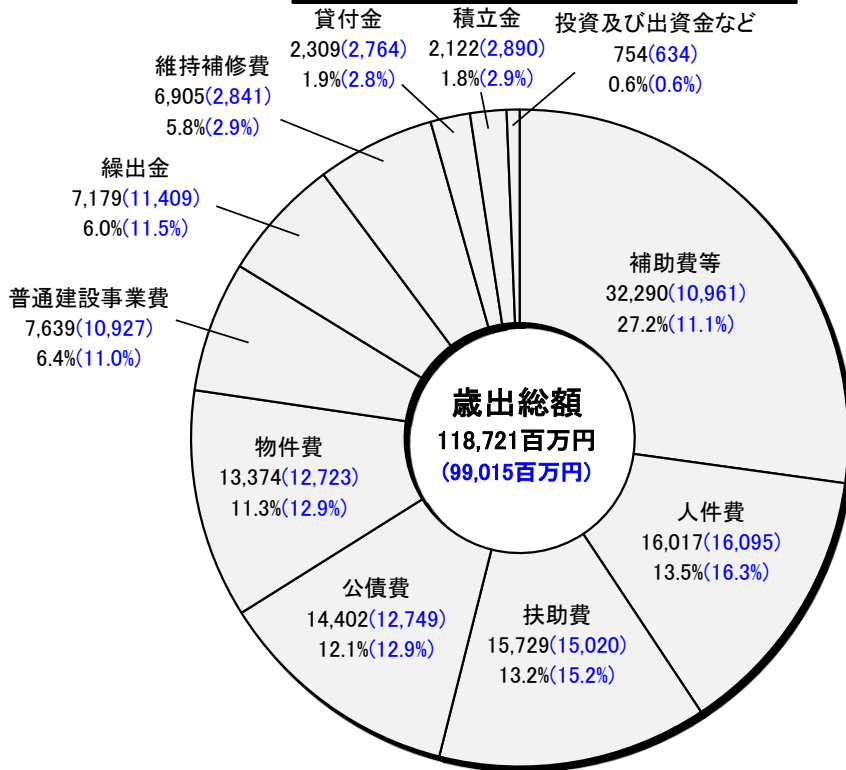
(単位:千円)

| 区 分 | 令和元年度 (A) | 令和2年度 (B) | 比較増減 | |
|---------------|--------------|--------------|--------------|---------|
| | | | 増減額 (B-A) | 増減率 |
| 一 般 会 計 | 10,927,237 | 7,639,340 | △ 3,287,897 | △ 30.1% |
| 病 院 事 業 | 75,674 | 156,401 | 80,727 | 106.7 |
| 下 水 道 事 業 | 4,593,048 | 4,012,457 | △ 580,591 | △ 12.6 |
| ガ ス 事 業 | 1,038,879 | 1,451,816 | 412,937 | 39.7 |
| 水 道 事 業 | 2,535,210 | 2,930,298 | 395,088 | 15.6 |
| 工 業 用 水 道 事 業 | 0 | 1,766 | 1,766 | 皆増 |
| 合 計 | 19,170,048 | 16,192,078 | △ 2,977,970 | △ 15.5 |

一般会計性質別歳出決算額の内訳

()書きは前年度数値

単位:百万円



一般会計性質別歳出決算額の推移

単位:百万円



6 一般会計款別歳入の状況

1款 市税

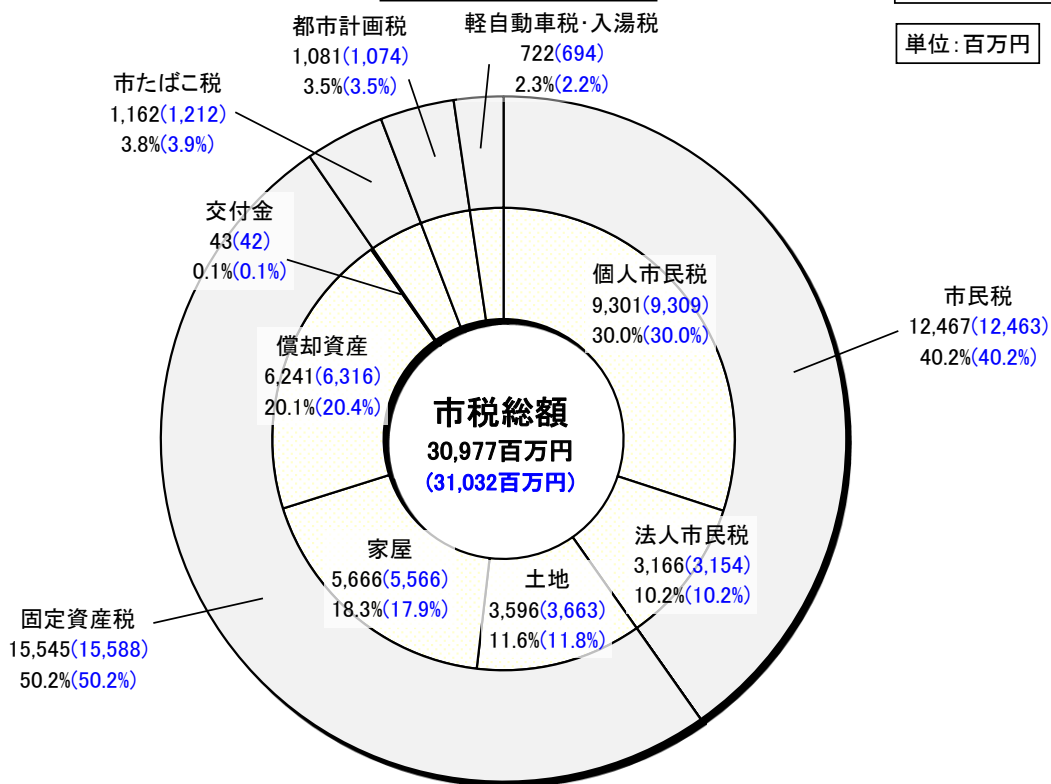
市民税の個人市民税は、ほぼ前年並みで0.1%減少、法人市民税は大手製造業等の申告納税額の増加により法人税割が0.8%増加。固定資産税のうち土地は、地価下落の影響から1.8%減少、家屋は、新・増築家屋分の増加により1.8%増加。償却資産は、電気供給業関連資産の減価償却により1.2%減少となり、固定資産税全体では0.3%減少。軽自動車税のうち環境性能割は、令和2年度から通年での課税となったことから339.9%増加となり、種別割は税率の高い軽四輪乗用車の増加により3.5%増加。市たばこ税は、消費本数の減少により4.2%減少。入湯税は、コロナ禍に伴う入浴施設の休業等の影響により入湯客数が減少したことから53.7%減少。都市計画税は、新・増築家屋分の増額等により0.6%増加。これらのことから市税全体では0.2%減少。

| 区 分 | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 比較増減 | |
|------------|------------|-------|------------|-------|------------------|--------|
| | 決算額 (A) | 構成比 | 決算額 (B) | 構成比 | 増減額 (B) - (A) | 増減率 |
| | 千円 | % | 千円 | % | 千円 | % |
| 1 市民税 | 12,463,181 | 40.2 | 12,466,836 | 40.2 | 3,655 | 0.0 |
| (1) 個人市民税 | 9,309,305 | 30.0 | 9,300,783 | 30.0 | △ 8,522 | △ 0.1 |
| 均等割 | 348,239 | 1.1 | 351,562 | 1.1 | 3,323 | 1.0 |
| 所得割 | 8,961,066 | 28.9 | 8,949,221 | 28.9 | △ 11,845 | △ 0.1 |
| (2) 法人市民税 | 3,153,877 | 10.2 | 3,166,053 | 10.2 | 12,176 | 0.4 |
| 均等割 | 548,477 | 1.8 | 539,871 | 1.7 | △ 8,606 | △ 1.6 |
| 法人税割 | 2,605,399 | 8.4 | 2,626,182 | 8.5 | 20,783 | 0.8 |
| 2 固定資産税 | 15,588,070 | 50.2 | 15,545,439 | 50.2 | △ 42,631 | △ 0.3 |
| (1) 純固定資産税 | 15,545,771 | 50.1 | 15,502,778 | 50.0 | △ 42,993 | △ 0.3 |
| 土 地 | 3,663,166 | 11.8 | 3,595,575 | 11.6 | △ 67,591 | △ 1.8 |
| 家 屋 | 5,566,231 | 17.9 | 5,666,382 | 18.3 | 100,151 | 1.8 |
| 償却資産 | 6,316,374 | 20.4 | 6,240,820 | 20.1 | △ 75,554 | △ 1.2 |
| (2) 交付金 | 42,299 | 0.1 | 42,661 | 0.1 | 362 | 0.9 |
| 3 軽自動車税 | 660,227 | 2.1 | 706,669 | 2.3 | 46,442 | 7.0 |
| (1) 環境性能割 | 7,024 | 0.0 | 30,896 | 0.1 | 23,872 | 339.9 |
| (2) 種別割 | 653,203 | 2.1 | 675,773 | 2.2 | 22,570 | 3.5 |
| 4 市たばこ税 | 1,212,193 | 3.9 | 1,161,791 | 3.8 | △ 50,402 | △ 4.2 |
| 5 入湯税 | 33,942 | 0.1 | 15,713 | 0.1 | △ 18,229 | △ 53.7 |
| 6 都市計画税 | 1,074,473 | 3.5 | 1,080,720 | 3.5 | 6,247 | 0.6 |
| 土 地 | 490,187 | 1.6 | 482,247 | 1.6 | △ 7,940 | △ 1.6 |
| 家 屋 | 584,286 | 1.9 | 598,473 | 1.9 | 14,187 | 2.4 |
| 合 計 | 31,032,087 | 100.0 | 30,977,169 | 100.0 | △ 54,918 | △ 0.2 |

市税決算額の内訳

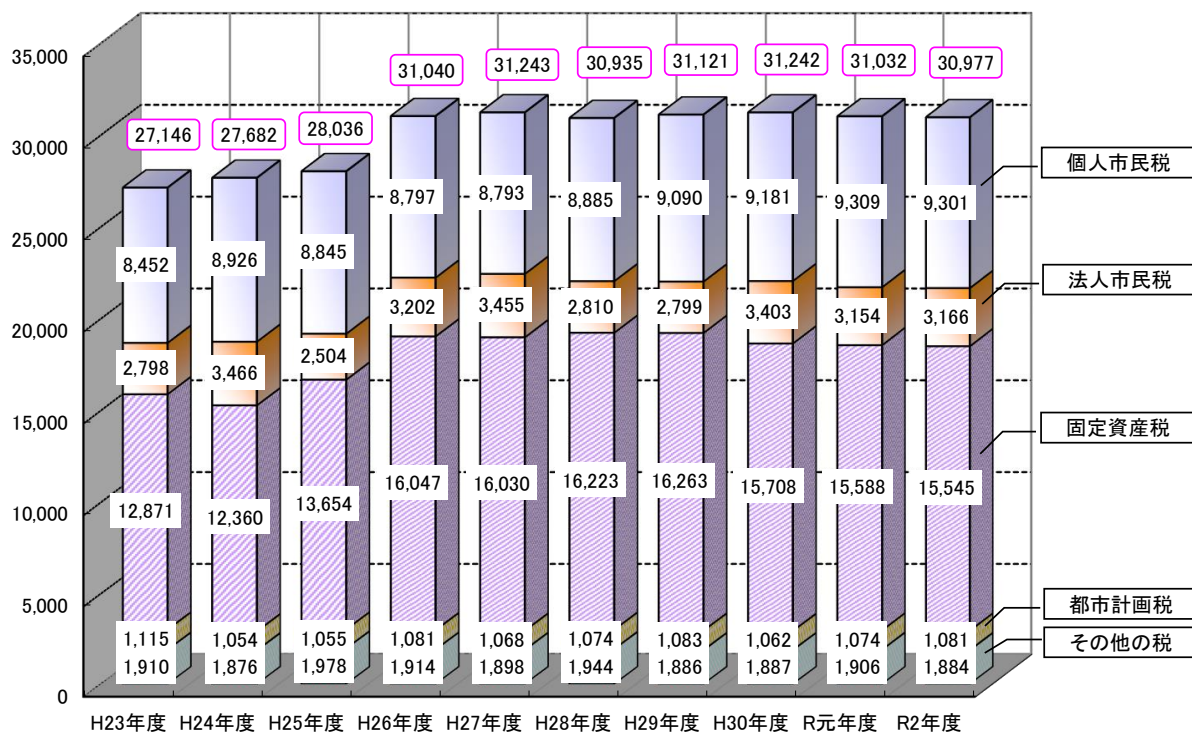
()書きは前年度数値

単位:百万円



市税決算額の推移

単位:百万円



令和2年度税目別決算内訳及び収納状況

| 区分 税目 | 調定済額 (千円) | | | 収入済額 (千円) | | | 収入歩合 (%) | | | 前年度の収入歩合 (%) | | |
|-----------|--------------|-----------|------------|--------------|---------|------------|-------------|------|-------|-----------------|-------|-------|
| | 現年課税分 | 滞納繰越分 | 計 | 現年課税分 | 滞納繰越分 | 計 | 現年 | 滞繰 | 計 | 現年 | 滞繰 | 計 |
| 1 市民税 | 12,478,436 | 379,077 | 12,857,512 | 12,388,913 | 77,923 | 12,466,836 | 99.3 | 20.6 | 97.0 | 99.4 | 21.3 | 97.1 |
| (1)個人市民税 | 9,305,732 | 359,144 | 9,664,876 | 9,226,122 | 74,661 | 9,300,783 | 99.1 | 20.8 | 96.2 | 99.1 | 21.7 | 96.2 |
| 均等割 | 351,750 | 13,571 | 365,321 | 348,741 | 2,821 | 351,562 | 99.1 | 20.8 | 96.2 | 99.1 | 21.7 | 96.2 |
| 所得割 | 8,953,982 | 345,573 | 9,299,555 | 8,877,382 | 71,839 | 8,949,221 | 99.1 | 20.8 | 96.2 | 99.1 | 21.7 | 96.2 |
| (2)法人市民税 | 3,172,703 | 19,933 | 3,192,636 | 3,162,790 | 3,263 | 3,166,053 | 99.7 | 16.4 | 99.2 | 100.4 | 13.8 | 99.9 |
| 均等割 | 545,934 | 3,434 | 549,369 | 539,309 | 562 | 539,871 | 98.8 | 16.4 | 98.3 | 99.2 | 13.8 | 98.7 |
| 法人税割 | 2,626,769 | 16,498 | 2,643,267 | 2,623,482 | 2,701 | 2,626,182 | 99.9 | 16.4 | 99.4 | 100.7 | 13.8 | 100.2 |
| 2 固定資産税 | 15,625,159 | 595,173 | 16,220,331 | 15,448,269 | 97,170 | 15,545,439 | 98.9 | 16.3 | 95.8 | 99.2 | 15.6 | 96.1 |
| (1)純固定資産税 | 15,582,498 | 595,173 | 16,177,670 | 15,405,608 | 97,170 | 15,502,778 | 98.9 | 16.3 | 95.8 | 99.2 | 15.6 | 96.0 |
| 土地 | 3,614,045 | 138,155 | 3,752,200 | 3,573,019 | 22,556 | 3,595,575 | / | / | / | / | / | / |
| 家屋 | 5,695,492 | 217,711 | 5,913,203 | 5,630,838 | 35,544 | 5,666,382 | | | | | | |
| 償却資産 | 6,272,960 | 239,307 | 6,512,267 | 6,201,750 | 39,070 | 6,240,820 | | | | | | |
| (2)交付金 | 42,661 | - | 42,661 | 42,661 | - | 42,661 | 100.0 | / | 100.0 | 100.0 | / | 100.0 |
| 3 軽自動車税 | 707,436 | 26,850 | 734,286 | 701,251 | 5,418 | 706,669 | 99.1 | 20.2 | 96.2 | 98.9 | 21.1 | 95.9 |
| (1)環境性能割 | 30,896 | - | 30,896 | 30,896 | - | 30,896 | 100.0 | / | 100.0 | 100.0 | / | 100.0 |
| (2)種別割 | 676,540 | 26,850 | 703,390 | 670,355 | 5,418 | 675,773 | 99.1 | 20.2 | 96.1 | 98.9 | 21.1 | 95.9 |
| 4 市たばこ税 | 1,161,791 | - | 1,161,791 | 1,161,791 | - | 1,161,791 | 100.0 | / | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 5 入湯税 | 15,713 | 10,855 | 26,568 | 15,713 | 0 | 15,713 | 100.0 | 0.0 | 59.1 | 100.0 | 0.0 | 75.8 |
| 6 都市計画税 | 1,086,167 | 42,161 | 1,128,328 | 1,073,837 | 6,883 | 1,080,720 | 98.9 | 16.3 | 95.8 | 99.2 | 15.6 | 95.9 |
| 土地 | 484,669 | 18,866 | 503,534 | 479,167 | 3,080 | 482,247 | / | / | / | / | / | / |
| 家屋 | 601,498 | 23,295 | 624,793 | 594,670 | 3,803 | 598,473 | | | | | | |
| 合計 | 31,074,701 | 1,054,115 | 32,128,817 | 30,789,774 | 187,395 | 30,977,169 | 99.1 | 17.8 | 96.4 | 99.3 | 17.6 | 96.6 |

○ 個人市民税所得割調定状況（現年課税分）

分離課税分が減少したが、所得割全体ではほぼ前年並み。

| 年度 区分 | 令和元年度 | | 令和2年度 | | | |
|----------|--------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|
| | 納税義務者 (人) | 調定額 (千円) | 納税義務者 (人) | 前年度比 (%) | 調定額 (千円) | 前年度比 (%) |
| 総合課税分 | 87,228 | 8,781,702 | 87,980 | 0.9 | 8,808,460 | 0.3 |
| 分離課税分 | | | | | | |
| 譲渡所得 | 631 | 110,709 | 530 | △16.0 | 75,529 | △31.8 |
| 退職所得 | 474 | 77,948 | 427 | △9.9 | 69,992 | △10.2 |
| 合 計 | 88,028 | 8,970,359 | 88,676 | 0.7 | 8,953,982 | △0.2 |

※納税義務者には重複があるため、内訳と合計が一致しない。

○ 法人市民税法人税割業種別調定状況（現年課税分）

大手製造業等の申告納税額の増加の影響により、法人税割が増加。

| 年度 業種 | 令和元年度 | | 令和2年度 | | |
|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 法人数 (法人) | 調定額 (千円) | 法人数 (法人) | 調定額 (千円) | 前年度比 (%) |
| 建設業 | 523 | 389,436 | 489 | 304,851 | △21.7 |
| 製造業 | 266 | 1,492,453 | 233 | 1,642,720 | 10.1 |
| 卸・小売・飲食業 | 634 | 282,800 | 588 | 211,462 | △25.2 |
| 金融・保険業 | 66 | 83,568 | 66 | 66,221 | △20.8 |
| 不動産業 | 100 | 22,499 | 107 | 31,692 | 40.9 |
| 運輸・通信業 | 113 | 57,939 | 107 | 35,723 | △38.3 |
| 電気・ガス供給業 | 20 | 15,730 | 16 | 155,461 | 888.3 |
| サービス業 | 556 | 196,802 | 533 | 165,935 | △15.7 |
| その他（鉱業、農業など） | 117 | 44,372 | 104 | 12,705 | △71.4 |
| 合 計 | 2,395 | 2,585,597 | 2,243 | 2,626,769 | 1.6 |

○ 固定資産税課税状況（現年課税分）

- ・ 土地

地価下落の影響により減少。

| 区分 | 令和元年度 | | 令和2年度 | | |
|-----------|-------------|---------------|-------------|---------------|-------------|
| | 地積 (㎡) | 課税標準額 (千円) | 地積 (㎡) | 課税標準額 (千円) | 前年度比 (%) |
| 田・畑 | 189,327,781 | 16,790,639 | 188,919,847 | 16,754,131 | △0.2 |
| 市街化区域 田・畑 | 2,363,766 | 5,170,975 | 2,254,267 | 5,123,410 | △0.9 |
| 宅地 | 46,986,051 | 215,207,169 | 47,083,774 | 211,813,485 | △1.6 |
| 山林 | 198,368,626 | 2,887,871 | 198,398,637 | 2,885,517 | △0.1 |
| 雑種地 | 11,515,754 | 22,798,824 | 11,615,025 | 22,643,705 | △0.7 |
| その他 | 39,151,182 | 1,063,957 | 39,180,976 | 1,044,935 | △1.8 |
| 合計 | 487,713,160 | 263,919,435 | 487,452,526 | 260,265,183 | △1.4 |
| 納税義務者 | 61,963人 | | 61,925人 | | △0.1 |

※「固定資産の価格等の概要調書等報告書」による。

- ・ 家屋

新・増築家屋分の増により増加。

| 区分 | 令和元年度 | | 令和2年度 | | | |
|-------|------------|---------------|-------------|---------------|-------------|-----|
| | 床面積 (㎡) | 課税標準額 (千円) | 床面積 (㎡) | 課税標準額 (千円) | 前年度比 (%) | |
| 木造 | 住宅 | 9,492,769 | 169,923,360 | 9,506,809 | 174,395,847 | 2.6 |
| | 附属家 | 2,050,357 | 8,614,246 | 2,032,246 | 8,647,203 | 0.4 |
| | その他 | 721,870 | 7,047,091 | 718,609 | 7,305,607 | 3.7 |
| | 計 | 12,264,996 | 185,584,697 | 12,257,664 | 190,348,657 | 2.6 |
| 非木造 | 事務所・店舗・百貨店 | 1,302,295 | 75,489,767 | 1,296,687 | 75,824,866 | 0.4 |
| | 住宅・アパート | 1,083,037 | 49,382,749 | 1,103,539 | 51,500,010 | 4.3 |
| | 工場・倉庫 | 2,386,223 | 71,716,249 | 2,406,585 | 74,068,259 | 3.3 |
| | その他 | 1,287,758 | 32,951,399 | 1,285,962 | 33,216,208 | 0.8 |
| | 計 | 6,059,313 | 229,540,164 | 6,092,773 | 234,609,343 | 2.2 |
| 合計 | 18,324,309 | 415,124,861 | 18,350,437 | 424,958,000 | 2.4 | |
| 納税義務者 | 66,047人 | | 66,197人 | | 0.2 | |

※「固定資産の価格等の概要調書等報告書」による。

- ・ 償却資産

資産の減価償却により減少。

| 区分 | 年度 | 令和元年度 | | 令和2年度 | | |
|--------|----|--------------|---------------|--------------|---------------|-------------|
| | | 納税義務者 (人) | 課税標準額 (千円) | 納税義務者 (人) | 課税標準額 (千円) | 前年度比 (%) |
| 市長決定分 | | 2,059 | 228,686,586 | 2,215 | 247,199,815 | 8.1 |
| 総務大臣配分 | | 60 | 215,225,670 | 64 | 195,226,713 | △9.3 |
| 県知事配分 | | 5 | 8,629,404 | 5 | 7,894,462 | △8.5 |
| 合 計 | | 2,124 | 452,541,660 | 2,284 | 450,320,990 | △0.5 |

※「固定資産の価格等の概要調書等報告書」による。

- ・ 国有資産等所在市町村交付金

県所有の対象資産の増により増加。

| 区分 | 年度 | 令和元年度 | | 令和2年度 | | |
|------|----|--------------|---------------|--------------|---------------|-------------|
| | | 納税義務者 (人) | 算定標準額 (千円) | 納税義務者 (人) | 算定標準額 (千円) | 前年度比 (%) |
| 国有資産 | | 6 | 489,697 | 6 | 492,139 | 0.5 |
| 県有資産 | | 5 | 2,531,729 | 5 | 2,555,076 | 0.9 |
| 合 計 | | 11 | 3,021,426 | 11 | 3,047,215 | 0.9 |

※「固定資産の価格等の概要調書等報告書」による。

- 軽自動車税環境性能割調定状況（現年課税分）

令和元年度は年度途中からの課税であることに対し、令和2年度は通年の課税であることから増加。

| 区分 | 年度 | 令和元年度 | | 令和2年度 | | |
|------|----|-----------|-------------|-----------|-------------|-------------|
| | | 台数 (台) | 調定額 (千円) | 台数 (台) | 調定額 (千円) | 前年度比 (%) |
| 四輪乗用 | | 124 | 1,763 | 619 | 9,129 | 417.8 |
| 四輪貨物 | | 261 | 5,262 | 1,079 | 21,767 | 313.7 |
| 合 計 | | 385 | 7,024 | 1,698 | 30,896 | 339.9 |

○ 軽自動車税種別割調定状況（現年課税分）

軽自動車のうち、税率の高い軽四輪乗用車の台数の増により増加。

| 年度 車種 | 令和元年度 | | 令和2年度 | | |
|----------|-----------|-------------|-----------|-------------|-------------|
| | 台数 (台) | 調定額 (千円) | 台数 (台) | 調定額 (千円) | 前年度比 (%) |
| 原動機付自転車 | 8,428 | 17,475 | 8,034 | 16,693 | △4.5 |
| 軽自動車 | 78,266 | 599,700 | 78,605 | 622,394 | 3.8 |
| 小型特殊自動車 | 7,873 | 20,527 | 7,614 | 20,197 | △1.6 |
| 二輪の小型自動車 | 2,890 | 17,340 | 2,876 | 17,256 | △0.5 |
| 合 計 | 97,457 | 655,042 | 97,129 | 676,540 | 3.3 |

○ 市たばこ税調定状況（現年課税分）

消費本数の減により減少。

| 年度 区分 | 令和元年度 | | 令和2年度 | | |
|----------|------------|-------------|------------|-------------|-------------|
| | 本数 (千本) | 調定額 (千円) | 本数 (千本) | 調定額 (千円) | 前年度比 (%) |
| 市たばこ税 | 214,056 | 1,212,013 | 197,740 | 1,157,576 | △4.5 |
| 手持品課税分 | 98 | 166 | 9,804 | 4,216 | 著増 |
| 合 計 | 214,154 | 1,212,179 | 207,544 | 1,161,791 | △4.2 |

※手持品課税分は、税率の改定前に保有していたたばこについて、税率の差分を納税するもの。

- ・令和元年度は旧三級品の税率改定（千本当たり単価4,000円→5,692円、差額1,692円）
- ・令和2年度は紙巻きたばこの税率改定（千本当たり単価5,692円→6,122円、差額430円）

○ 入湯税調定状況（現年課税分）

コロナ禍に伴う入浴施設の休業等の影響による入湯客数の減により減少。

| 年度 区分 | 令和元年度 | | 令和2年度 | | |
|----------|------------|-------------|------------|-------------|-------------|
| | 入湯客 (人) | 調定額 (千円) | 入湯客 (人) | 調定額 (千円) | 前年度比 (%) |
| 入湯税 | 348,102 | 33,937 | 160,677 | 15,713 | △53.7 |

参 考

○ 入湯税の対象事業費に占める割合

(単位：千円、%)

| 区分 | 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 前年度比 | 摘 要 |
|----------------------|----|-----------|-----------|-------|----------------------------|
| 入湯税充当対象事業費 | | 2,994,793 | 3,291,965 | 9.9 | |
| 環境衛生施設の整備 | | 2,724,318 | 2,975,694 | 9.2 | 上水道整備、下水道整備、農業集落排水整備、浄化槽整備 |
| 消防施設等の整備 | | 72,223 | 71,004 | △1.7 | |
| 観光施設の整備 | | 59,444 | 166,718 | 180.5 | |
| 観光振興 (観光施設の整備を除く) | | 138,808 | 78,549 | △43.4 | |
| 財 源 内 訳 | | | | | |
| 補助金その他 | | 1,013,140 | 968,974 | △4.4 | 国・県補助金、地方債、負担金等 |
| 一般財源 A | | 1,981,653 | 2,322,991 | 17.2 | |
| 入湯税 B | | 33,942 | 15,713 | △53.7 | 現年課税分と滞納繰越分の収納額の合計額 |
| その他の税等 | | 1,947,711 | 2,307,277 | 18.5 | |
| 合 計 | | 2,994,793 | 3,291,965 | 9.9 | |
| 充 当 割 合 | | 1.7% | 0.7% | | $B/A \times 100$ |

○ 都市計画税課税状況（現年課税分）

固定資産税と同様の要因により、土地は減少し、家屋は増加。

| 年度 区分 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | |
|----------|--------------|--------------------|---------------|--------------------|---------------|-------------|
| | | 地積及び 床面積 (㎡) | 課税標準額 (千円) | 地積及び 床面積 (㎡) | 課税標準額 (千円) | 前年度比 (%) |
| 土 地 | 市街化区域 田・畑 | 2,363,765 | 6,833,195 | 2,254,266 | 7,084,144 | 3.7 |
| | 宅地 | 23,815,392 | 225,339,506 | 23,897,737 | 222,040,035 | △1.5 |
| | その他 | 3,640,946 | 15,356,409 | 3,633,384 | 15,178,898 | △1.2 |
| | 計 | 29,820,103 | 247,529,110 | 29,785,387 | 244,303,077 | △1.3 |
| 家 屋 | 木造 | 6,165,268 | 112,516,494 | 6,184,230 | 115,999,327 | 3.1 |
| | 非木造 | 4,448,620 | 185,706,534 | 4,484,497 | 190,785,945 | 2.7 |
| | 計 | 10,613,887 | 298,223,028 | 10,668,727 | 306,785,272 | 2.9 |
| 合 計 | | | 545,752,138 | | 551,088,349 | 1.0 |
| 納税義務者 | | 49,168人 | | 49,285人 | | 0.2 |

※「固定資産の価格等の概要調書等報告書」による。

参 考

○ 都市計画税の都市計画事業費等に占める割合

(単位：千円、%)

| 年度 | | 令和元年度 | 令和2年度 | 前年度比 | 摘 要 |
|------------------|---------|------------|-----------|-------|---------------------|
| 区分 | | | | | |
| 都市計画事業費等 | | 12,308,544 | 5,652,994 | △54.1 | |
| | 都市計画事業費 | 4,542,528 | 812,526 | △82.1 | |
| | 公園事業 | 202,298 | 187,893 | △7.1 | |
| | 下水道事業 | 4,171,312 | 487,602 | △88.3 | |
| | 市街地開発事業 | 168,918 | 137,031 | △18.9 | |
| | 地方債償還額 | 7,766,016 | 4,840,468 | △37.7 | |
| 財 源 内 訳 | 補助金その他 | 8,327,849 | 313,401 | △96.2 | 国・県補助金、地方債、負担金等 |
| | 一般財源 A | 3,980,695 | 5,339,593 | 34.1 | |
| | 都市計画税 B | 1,074,473 | 1,080,720 | 0.6 | 現年課税分と滞納繰越分の収納額の合計額 |
| | その他の税等 | 2,906,222 | 4,258,873 | 46.5 | |
| 合 計 | | 12,308,544 | 5,652,994 | △54.1 | |
| 充 当 割 合 | | 27.0% | 20.2% | | $B/A \times 100$ |

※下水道事業の法適用への移行に伴い、令和2年度の事業費等が減少している。

○ 令和2年度税目別滞納状況

(単位：人、千円)

| 税 目 | | 個人市民税 | 法人市民税 | 固定資産税 都市計画税 | 軽自動車税 | たばこ税 | 入湯税 | 合 計 |
|----------------------|----|----------------------|--------|----------------|--------|------|-----|------------------|
| 区 分 | | | | | | | | |
| 20万円未満 | 人数 | 2,248 | 80 | 1,583 | 1,117 | 0 | 0 | 5,028 |
| | 税額 | 93,048 (154,209) | 7,504 | 95,830 | 25,999 | 0 | 0 | 222,380 |
| 20万円以上 50万円未満 | 人数 | 466 | 19 | 260 | 1 | 0 | 0 | 746 |
| | 税額 | 86,594 (143,513) | 5,320 | 79,894 | 211 | 0 | 0 | 172,019 |
| 50万円以上 100万円未満 | 人数 | 153 | 7 | 109 | 0 | 0 | 0 | 269 |
| | 税額 | 62,938 (104,308) | 4,464 | 73,341 | 0 | 0 | 0 | 140,744 |
| 100万円以上 500万円未満 | 人数 | 86 | 4 | 59 | 0 | 0 | 0 | 149 |
| | 税額 | 88,032 (145,897) | 6,188 | 121,722 | 0 | 0 | 0 | 215,943 |
| 500万円以上 1,000万円未満 | 人数 | 1 | 0 | 11 | 0 | 0 | 0 | 12 |
| | 税額 | 3,073 (5,093) | 0 | 75,893 | 0 | 0 | 0 | 78,966 |
| 1,000万円以上 | 人数 | 1 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| | 税額 | 13,076 (21,670) | 0 | 213,553 | 0 | 0 | 0 | 226,628 |
| 合 計 | 人数 | 2,955 | 110 | 2,029 | 1,118 | 0 | 0 | 6,212 <4,920> |
| | 税額 | 346,760 (574,690) | 23,477 | 660,233 | 26,210 | 0 | 0 | 1,056,680 |

※ () 書の金額は、個人市民税とあわせて賦課徴収される個人県民税を含む金額。

※ 合計欄の人数は、延べ人数。< >は税目の重複を除いた実人数。

[滞納事由別内訳] (単位：人、千円)

| 内 訳 | 合 計 | | 構成比 (%) | |
|-------------|-------|-----------|---------|-------|
| | 人 数 | 税 額 | 人 数 | 税 額 |
| 営業不振、多重債務 | 374 | 299,062 | 7.6 | 28.3 |
| 倒産、失業、自己破産 | 160 | 93,592 | 3.3 | 8.9 |
| 生活困窮 | 825 | 78,394 | 16.8 | 7.4 |
| 意欲欠如 | 3,322 | 562,908 | 67.5 | 53.3 |
| 行方不明 | 122 | 8,851 | 2.5 | 0.8 |
| その他(死亡・病気等) | 117 | 13,872 | 2.4 | 1.3 |
| 合 計 | 4,920 | 1,056,680 | 100.0 | 100.0 |

※ 滞納事由は、納税相談等により把握した事由を参考に分類したもの。

2款 地方譲与税

森林環境譲与税の増により、地方譲与税合計では1.3%の増加。

(単位：千円)

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 比較増減 | |
|----------|-----------|-----------|---------|-------|
| | | | 増減額 | 増減率 % |
| 地方揮発油譲与税 | 253,003 | 247,803 | △ 5,200 | △ 2.1 |
| 自動車重量譲与税 | 728,611 | 720,962 | △ 7,649 | △ 1.0 |
| 森林環境譲与税 | 24,475 | 52,012 | 27,537 | 112.5 |
| 特別とん譲与税 | 37,068 | 36,033 | △ 1,035 | △ 2.8 |
| 地方道路譲与税 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 合 計 | 1,043,157 | 1,056,810 | 13,653 | 1.3 |

- ・地方揮発油譲与税 … 地方揮発油税の収入額の100分の42に相当する額が市町村に譲与される。道路台帳に記載されている市町村道で、各市町村が管理するものの延長及び面積に按分して譲与される。
- ・自動車重量譲与税 … 自動車重量税の収入額の3分の1（当面の間1,000分の407）相当額が市町村に譲与される。道路台帳に記載されている市町村道で、各市町村が管理するものの延長及び面積に按分して譲与される。
- ・森林環境譲与税 … 令和2年度は、森林環境税収入額に相当する額（令和6年度まで）の100分の85に相当する額が市町村に譲与される。私有林人工林面積、林業就業者数、人口で按分して譲与される。
- ・特別とん譲与税 … 特別とん税の収入額の相当額が開港に係る港湾施設が設置されている市町村に譲与される。
- ・地方道路譲与税 … 旧地方道路税の収入額の相当額が都道府県及び市町村に譲与される。地方揮発油譲与税と同様の基準で譲与される。

参 考

○ 森林環境譲与税が充てられる林業費関係事業費 (単位：千円)

| 区 分 | 事業名称 | 事業費 | 財源内訳 | | | | |
|--------------------|--------------------|---------|------------|-----------|--------|--------|-------|
| | | | 一般財源 | | 特定財源 | | |
| | | | 森林環境譲与税 | その他 | 国・県支出金 | 市債 | その他 |
| 意向調査 | 森林保育管理事業 | 877 | 825 | 51 | 0 | 0 | 0 |
| 私有林整備 | 林業振興補助費 | 6,896 | 1,879 | 117 | 0 | 4,900 | 0 |
| 公有林整備 (財産区有林含む) | 森林保育管理事業 | 6,692 | 1,601 | 99 | 3,347 | 0 | 1,645 |
| 森林保護対策 | 松くい虫対策事業 | 7,522 | 1,970 | 122 | 5,430 | 0 | 0 |
| 林道・林専道の整備等 | 既設林道維持管理事業 | 84,049 | 29,360 | 1,822 | 29,952 | 18,900 | 4,016 |
| その他（森林整備） | 森林保育管理事業 | 737 | 694 | 43 | 0 | 0 | 0 |
| 森林・林業・木材普及 活動等 | 林業総務費 市民の森管理運営費 | 16,666 | 15,683 | 973 | 0 | 0 | 10 |
| 合 計 | | 123,439 | (A) 52,012 | (B) 3,227 | 38,729 | 23,800 | 5,671 |
| 充当割合 (A/(A+B)) | | | 94.2% | | | | |

3款 利子割交付金

(単位：千円)

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 比較増減 | |
|--------|--------|--------|-------|-------|
| | | | 増減額 | 増減率 % |
| 利子割交付金 | 18,197 | 19,607 | 1,410 | 7.7 |

- ・利子割交付金 … 貯蓄などに伴い生じる利子の額に応じて納入される利子課税20.315%のうち、15.315%は国税（所得税及び復興特別所得税）、5%は県民税（利子割）となる。この利子割から事務費（利子割の1%）を控除した残りの5分の3に相当する額を各市町村に係る個人県民税額を基礎として政令で定めるところにより計算した額で按分して交付される。

4款 配当割交付金

(単位：千円)

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 比較増減 | |
|--------|--------|--------|---------|-------|
| | | | 増減額 | 増減率 % |
| 配当割交付金 | 93,219 | 88,250 | △ 4,969 | △ 5.3 |

- ・配当割交付金 … 上場株式等の配当の額に応じて納入される配当割課税20.315%のうち、15.315%は国税（所得税及び復興特別所得税）5%は県民税（配当割）となる。この配当割から事務費（配当割の1%）を控除した残りの5分の3に相当する額を各市町村に係る個人県民税額を基礎として政令で定めるところにより計算した額で按分して交付される。

5款 株式等譲渡所得割交付金

(単位：千円)

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 比較増減 | |
|-------------|--------|--------|--------|-------|
| | | | 増減額 | 増減率 % |
| 株式等譲渡所得割交付金 | 50,479 | 98,313 | 47,834 | 94.8 |

- ・株式等譲渡所得割交付金 … 上場株式等の譲渡益に関し納入された株式等譲渡所得割課税20.315%のうち、15.315%は国税（所得税及び復興特別所得税）、5%は県民税（株式等譲渡所得割）となる。この株式等譲渡所得割から事務費（株式等譲渡所得割の1%）を控除した残りの5分の3に相当する額を各市町村に係る個人県民税額を基礎として政令で定めるところにより計算した額で按分して交付される。

6款 法人事業税交付金

令和2年度から法人事業税の一部が都道府県から市町村へ交付されることとなり皆増。

(単位：千円)

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 比較増減 | |
|----------|-------|---------|---------|-------|
| | | | 増減額 | 増減率 % |
| 法人事業税交付金 | - | 313,907 | 313,907 | 皆増 |

- ・法人事業税交付金 … 法人事業税の100分の7.7（令和2年度までは100分の3.4）に相当する額が従業者数に応じて市町村に交付される。

7款 地方消費税交付金

(単位：千円)

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 比較増減 | |
|----------|-----------|-----------|----------|-------|
| | | | 増減額 | 増減率 % |
| 地方消費税交付金 | 3,584,451 | 4,367,379 | 782,928 | 21.8 |
| 一般財源分 | 2,108,324 | 2,078,919 | △ 29,405 | △ 1.4 |
| 社会保障財源分 | 1,476,127 | 2,288,460 | 812,333 | 55.0 |

- ・地方消費税交付金 … 地方消費税収入額のうち一般財源分の2分の1に相当する額が、人口及び従業者数に応じて市町村に交付される。また、地方消費税収入額のうち社会保障財源分の2分の1に相当する額が、人口に応じて市町村に交付される。

参 考

○ 地方消費税交付金（社会保障財源分）が充てられる社会保障関係事業費 (単位：千円)

| 区 分 | 事業名称 | 事業費 | 財源内訳 | | | | |
|----------------|-----------|------------|-------------------------------|-------------------|------------|--------|---------|
| | | | 一般財源 | | 特定財源 | | |
| | | | 地方消費税 交付金 (社会保障 財源分) | その他 | 国・県支出金 | 市債 | その他 |
| 社会福祉 | 社会福祉事業 | 6,133,074 | 403,857 | 1,955,066 | 3,528,906 | 50,700 | 194,545 |
| | 児童福祉事業 | 9,534,996 | 610,295 | 2,954,427 | 5,382,985 | 6,000 | 581,290 |
| | 生活保護事業 | 1,673,213 | 58,336 | 282,403 | 1,302,561 | 0 | 29,913 |
| | 小 計 | 17,341,282 | 1,072,488 | 5,191,895 | 10,214,452 | 56,700 | 805,747 |
| 社会保険 | 国民健康保険事業 | 1,024,999 | 68,181 | 330,065 | 626,752 | 0 | 0 |
| | 介護保険事業 | 3,094,027 | 501,299 | 2,426,782 | 165,945 | 0 | 0 |
| | 後期高齢者医療事業 | 2,295,911 | 333,340 | 1,613,695 | 348,875 | 0 | 0 |
| | 小 計 | 6,414,936 | 902,821 | 4,370,543 | 1,141,572 | 0 | 0 |
| 保健衛生 | 保健衛生事業 | 2,379,788 | 313,151 | 1,515,957 | 392,197 | 3,200 | 155,283 |
| | 小 計 | 2,379,788 | 313,151 | 1,515,957 | 392,197 | 3,200 | 155,283 |
| 合 計 | | 26,136,007 | (A) 2,288,460 | (B) 11,078,395 | 11,748,221 | 59,900 | 961,030 |
| 充当割合 (A/(A+B)) | | | 17.1% | | | | |

※ 事業費には事務費や事務職員の人件費等を含まない。また、公営事業会計及び公営企業会計（病院事業会計）に係る事業分には、一般会計の繰出額を計上している。

※ 事業の単位を一般会計歳出予算の項、公営事業会計への繰出しとし、それぞれを事業の名称としている。

8款 ゴルフ場利用税交付金

(単位：千円)

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 比 較 増 減 | |
|------------|--------|--------|---------|--------|
| | | | 増 減 額 | 増減率 % |
| ゴルフ場利用税交付金 | 22,614 | 19,459 | △ 3,155 | △ 13.9 |

・ゴルフ場利用税交付金 … ゴルフ場の利用者に対して県が課すゴルフ場利用税について、税収の10分の7がゴルフ場の所在する市町村に交付される。

9款 環境性能割交付金

(単位：千円)

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 比 較 増 減 | |
|----------|--------|--------|---------|-------|
| | | | 増 減 額 | 増減率 % |
| 環境性能割交付金 | 34,517 | 61,883 | 27,366 | 79.3 |

・環境性能割交付金 … 自動車税環境性能割の100分の44.65に相当する額を市町村に交付するもの。道路台帳に記載されている市町村道で、各市町村が管理するものの延長及び面積に按分して交付される。

10款 国有提供施設等所在市町村助成交付金

(単位：千円)

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 比較増減 | |
|-------------------|--------|--------|---------|-------|
| | | | 増減額 | 増減率 % |
| 国有提供施設等所在市町村助成交付金 | 29,181 | 28,130 | △ 1,051 | △ 3.6 |

- ・ 国有提供施設等所在市町村助成交付金 … 主に自衛隊が使用する演習場及び飛行場等の用に供する固定資産の所在市町村に対して交付される。

11款 地方特例交付金

(単位：千円)

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 比較増減 | |
|----------------|---------|---------|-----------|--------|
| | | | 増減額 | 増減率 % |
| 地方特例交付金 | 171,366 | 200,903 | 29,537 | 17.2 |
| 子ども・子育て支援臨時交付金 | 444,261 | - | △ 444,261 | 皆減 |
| 合計 | 615,627 | 200,903 | △ 414,724 | △ 67.4 |

- ・ 地方特例交付金
 - 個人住民税減収補填特例交付金 … 住宅借入金等特別税額控除による減収見込相当額を交付するもの。各市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額で按分して交付される。
 - 自動車税減収補填特例交付金 … 自動車税の環境性能割の臨時的軽減による減収見込相当額を交付するもの。道路台帳に記載されている市町村道で、各市町村が管理するものの延長及び面積に按分して交付される。
 - 軽自動車税減収補填特例交付金 … 軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減による減収見込相当額を交付するもの。各市町村の軽自動車税減収見込額で按分して交付される。
- ・ 子ども・子育て支援臨時交付金 … 幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、増加する地方負担相当額を交付するもの。(令和元年度のみ)

12款 地方交付税

普通交付税は、幼児教育・保育の無償化に伴う地方負担分の増加及び地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用した地域社会再生事業費が創設された一方で、合併算定替が終了し一本算定に移行したことに加え、臨時財政対策債への振替額が増加し現金交付が減ったことなどから、1.7%の減。特別交付税は、昨冬の大雪に伴う除排雪に要する経費の増加などにより、6.5%の増。

(単位：千円)

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 比較増減 | |
|-----------|------------|------------|-----------|-------|
| | | | 増減額 | 増減率 % |
| 普通交付税 | 18,398,271 | 18,092,705 | △ 305,566 | △ 1.7 |
| 特別交付税 | 3,228,256 | 3,437,281 | 209,025 | 6.5 |
| 特別交付税 | 3,218,530 | 3,426,869 | 208,339 | 6.5 |
| 震災復興特別交付税 | 9,726 | 10,412 | 686 | 7.1 |
| 合計 | 21,626,527 | 21,529,986 | △ 96,541 | △ 0.4 |

- ・ 地方交付税 …… 地方公共団体の税源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための仕組みで、普通交付税と特別交付税に分類される。
- ・ 普通交付税 …… 地方交付税総額の94%。標準的な行政経費に対する財源不足額が交付される。
- ・ 特別交付税 …… 地方交付税総額の6%。災害など、特別の財政需要がある自治体に対して交付される。震災復興特別交付税 … 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の特別の財政需要等を考慮して交付される。

13款 交通安全対策特別交付金

(単位：千円)

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 比較増減 | |
|-------------|--------|--------|-------|------|
| | | | 増減額 | 増減率% |
| 交通安全対策特別交付金 | 21,548 | 22,931 | 1,383 | 6.4 |

- 交通安全対策特別交付金 …… 交通事故の激増に対処し、交通安全対策を推進する施策の一環として、地方公共団体における道路交通安全施設の設置及び管理に要する経費に充てるため設けられたもので、交通反則金のうち事務費を除いた3分の1が、交通事故発生件数、人口集中地区人口、改良済道路延長の按分により市町村に交付される。

14款 分担金及び負担金

分担金は、令和元年発生農地、農業用施設災害復旧事業分担金の減などにより24.8%の減少。負担金は、幼児教育・保育の無償化に伴う私立保育所利用者負担金の減などにより33.7%の減少。合計で33.1%の減少。

(単位：千円)

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 比較増減 | |
|-----|---------|---------|-----------|--------|
| | | | 増減額 | 増減率% |
| 分担金 | 37,292 | 28,062 | △ 9,230 | △ 24.8 |
| 負担金 | 445,548 | 295,183 | △ 150,365 | △ 33.7 |
| 合計 | 482,840 | 323,245 | △ 159,595 | △ 33.1 |

《主な増減内訳》

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 増減額 |
|-------------------------|---------|---------|-----------|
| 県営中山間地域総合整備事業分担金 | 0 | 4,482 | 4,482 |
| 県営農地環境整備事業分担金 | 6,150 | 1,422 | △ 4,728 |
| 令和元年発生農地、農業用施設災害復旧事業分担金 | 19,083 | 8,609 | △ 10,474 |
| 養護老人ホーム公債費負担金 | 9,814 | 0 | △ 9,814 |
| 養護老人ホーム事務委託負担金 | 60,070 | 49,691 | △ 10,379 |
| 私立保育所利用者負担金 | 302,315 | 175,701 | △ 126,614 |

- 分担金 …… 地方公共団体が特定の人に利益を与える事業を行うときに、受益者からその事業に要する経費の全部又は一部を負担してもらうもの。
- 負担金 …… 地方公共団体が行う事業により利益を受ける者から、その事業に要する経費の全部又は一部を負担してもらうもの。

15款 使用料及び手数料

使用料は、幼児教育・保育の無償化に伴う公立保育所使用料の減などにより32.9%の減少。手数料は、事業系廃棄物処理手数料の減などにより4.1%の減少。合計で21.5%の減少。

(単位：千円)

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 比較増減 | |
|-----|-----------|-----------|-----------|--------|
| | | | 増減額 | 増減率% |
| 使用料 | 1,261,855 | 846,709 | △ 415,146 | △ 32.9 |
| 手数料 | 820,781 | 787,478 | △ 33,303 | △ 4.1 |
| 合計 | 2,082,636 | 1,634,187 | △ 448,449 | △ 21.5 |

《主な増減内訳》

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 増減額 |
|-------------|---------|---------|-----------|
| 大島診療所使用料 | 43,471 | 36,898 | △ 6,573 |
| 安塚診療所使用料 | 44,142 | 33,680 | △ 10,462 |
| 上越妙高駅駐車場使用料 | 31,166 | 11,106 | △ 20,060 |
| 休日・夜間診療所使用料 | 93,761 | 21,842 | △ 71,919 |
| 公立保育所使用料 | 504,188 | 242,636 | △ 261,552 |
| し尿くみ取り手数料 | 61,685 | 56,035 | △ 5,650 |
| 事業系廃棄物処理手数料 | 335,005 | 314,816 | △ 20,189 |

- 使用料 …… 行政財産の目的外使用や、市営住宅などの公の施設を使用する対価として徴収する利用料金など。
- 手数料 …… 市が提供する役務（住民票の写しの交付など）に対し、利益を受ける者から徴収するもの。

16款 国庫支出金

補助金は、特別定額給付金給付事業費補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の皆増などにより744.1%の増加。合計で235.1%の増加。

(単位：千円)

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 比較 | |
|-------|------------|------------|------------|-------|
| | | | 増減額 | 増減率 % |
| 国庫負担金 | 6,928,614 | 7,190,979 | 262,365 | 3.8 |
| 国庫補助金 | 3,164,078 | 26,708,436 | 23,544,358 | 744.1 |
| 委託金 | 37,250 | 41,306 | 4,056 | 10.9 |
| 合 計 | 10,129,942 | 33,940,720 | 23,810,778 | 235.1 |

《主な増減内訳》

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 増減額 |
|-------------------------|-----------|------------|------------|
| 特別定額給付金給付事業費補助金 | 0 | 18,976,500 | 18,976,500 |
| 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | 0 | 2,644,684 | 2,644,684 |
| 臨時市町村道除雪事業費補助金 | 0 | 869,000 | 869,000 |
| 公立学校情報機器整備費補助金 | 0 | 449,652 | 449,652 |
| 母子家庭等対策総合支援事業費補助金 | 0 | 250,207 | 250,207 |
| ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金 | 336,628 | 0 | △ 336,628 |
| 社会資本整備総合交付金 | 1,926,750 | 1,534,431 | △ 392,319 |

※参考 平成30年度から令和元年度へ繰り越した事業に係る国庫支出金（令和元年度に収入） 1,295,456千円
令和元年度から令和2年度へ繰り越した事業に係る国庫支出金（令和2年度に収入） 1,023,958千円

- ・国庫負担金 …… 国が一定の義務ないし責任をもつ事業や事務について、その事業や事務を行う市に経費の一部を国が交付するもの。
- ・国庫補助金 …… 市が行う事業に対して一定の割合で国が補助する場合に交付されるもの。
- ・委託金 …… 本来、国が国費で実施すべき事業を市へ委託するため、その費用を国が支払うもの。

17款 県支出金

負担金は、災害救助費負担金の増などにより16.0%の増加。補助金は、令和元年発生林道施設災害復旧事業補助金の増などにより3.1%の増加。合計で9.2%の増加。

(単位：千円)

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 比較 | |
|------|-----------|-----------|---------|--------|
| | | | 増減額 | 増減率 % |
| 県負担金 | 2,974,767 | 3,451,831 | 477,064 | 16.0 |
| 県補助金 | 2,638,173 | 2,719,201 | 81,028 | 3.1 |
| 県委託金 | 584,491 | 599,416 | 14,925 | 2.6 |
| 県貸付金 | 14,000 | 10,000 | △ 4,000 | △ 28.6 |
| 合 計 | 6,211,432 | 6,780,448 | 569,016 | 9.2 |

《主な増減内訳》

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 増減額 |
|-------------------------|---------|---------|----------|
| 災害救助費負担金 | 3,529 | 294,845 | 291,316 |
| 私立保育所等施設型給付費負担金 | 413,976 | 490,461 | 76,485 |
| 令和元年発生林道施設災害復旧事業補助金 | 5,644 | 119,389 | 113,745 |
| 農林水産業総合振興事業費補助金 | 10,636 | 83,107 | 72,471 |
| 埋設農薬適正処理事業補助金 | 0 | 62,510 | 62,510 |
| 農地面的集積促進事業費補助金 | 64,814 | 19,233 | △ 45,581 |
| ユニット化改修等支援事業費補助金 | 58,010 | 0 | △ 58,010 |
| 国勢調査交付金 | 0 | 79,075 | 79,075 |
| ほ場整備施行地区遺跡発掘調査委託金 | 17,097 | 85,854 | 68,757 |
| 令和元年発生農地、農業用施設災害復旧事業委託金 | 0 | 55,027 | 55,027 |
| 新潟県議会議員一般選挙委託金 | 51,902 | 0 | △ 51,902 |
| 参議院議員通常選挙委託金 | 91,659 | 0 | △ 91,659 |

※参考 平成30年度から令和元年度へ繰り越した事業に係る県支出金（令和元年度に収入） 114,551千円
令和元年度から令和2年度へ繰り越した事業に係る県支出金（令和2年度に収入） 405,934千円

- ・ 県負担金 …… 県が一定の義務ないし責任を持つ事業や事務について、その事業や事務を行う市に経費の一部を県が負担するもの。
- ・ 県補助金 …… 市が行う事業に対して一定の割合で県が補助する場合に交付されるもの。
- ・ 県委託金 …… 本来、県が県費で実施すべき事業を市へ委託するため、その費用を県が支払うもの。
- ・ 県貸付金 …… 法令又は条例等で定める目的に合致する政策に対し、その遂行に必要な資金を県が貸付けを行うもの。

18款 財産収入

(単位：千円)

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 比較 | |
|--------|---------|---------|----------|-------|
| | | | 増減額 | 増減率 % |
| 財産運用収入 | 230,632 | 218,872 | △ 11,760 | △ 5.1 |
| 財産売却収入 | 246,226 | 320,442 | 74,216 | 30.1 |
| 合 計 | 476,858 | 539,315 | 62,457 | 13.1 |

《主な増減内訳》

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 増減額 |
|------------------|---------|--------|----------|
| 土地貸付収入（旧土地開発公社分） | 56,094 | 49,410 | △ 6,684 |
| 土地、建物売却収入 | 0 | 68,787 | 68,787 |
| 土地売却収入（旧土地開発公社分） | 33,156 | 86,972 | 53,816 |
| 出資証券売却収入 | 0 | 30,569 | 30,569 |
| 工作物売却収入 | 9,192 | 0 | △ 9,192 |
| 土地売却収入 | 197,527 | 99,223 | △ 98,304 |

- ・ 財産運用収入 …… 市が有する財産を貸し付けることによって得た収入や、現金の運用による利息、有価証券や出資金に対する配当によって得た収入。
- ・ 財産売却収入 …… 市が有する財産を売却したことによって得た収入。